

## 《論 説》

## 19世紀のライプツヒ大学と法曹養成

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 入学者、学生の出自、年齢と学部の特質
- III 教育、国家試験、学位
- IV 19世紀の大学の収入と支出
- V むすび

## I はじめに

## 1 序

本稿は、19世紀、とくにその後半のドイツの大学の状況を実証的に検討しようとするものである。19世紀後半のドイツの大学は、高等教育の成立期における世界的なモデルであり、わがくにでも近代的な教育制度の成立期にそのモデルとされた。法学部については、近時でもしばしば言及される存在となっている。裁判官を中心とする法曹一元制度や2段階法曹養成制度、国家試験など、微妙な相違はあるものの、今日でも、参考に値するものを有している。

そこで、ドイツの大学、法学部については、従来から言及されることは多かったが、時代の変遷によって相当の違いもある。また、たんに現在の状況を比較するだけでは、どのようにして個別の制度が成立し、変遷してきたかは必ずしも明確ではない。さらに、実際の機能を探る必要もある。

本稿は、19世紀のパンデクテン法学盛期のライプツヒ大学を題材とする<sup>1)</sup>。

プロイセンの大学との比較、異同の検討は、ドイツの大学の特徴を探るにも有益である。また、19世紀後半に、同大学の法学部は、ヴィントシャイトを始めとして、有力な法律家を集め、ドイツでも屈指の存在となった。学生数も多い。従来の研究では、ベルリン大学のみが対象となることが多かったが、ドイツの大学において、ベルリン大学は19世紀の初頭に設立され、プロイセンの国策から発展したむしろ例外的な存在である。1409年からの伝統を誇るライプツヒ大学は、よりドイツ的な伝統を維持していた。そこにおける法曹養成制度の状況を検討する<sup>2)</sup>。

## 2 ライプツヒ大学の沿革

筆者は、別稿において、ライプツヒ大学の設立とその後の発展を、ドイツのかなり多数の大学との関連から検討する予定である<sup>3)</sup>。そこで、本稿は、沿

- 
- 1) ライプツヒ大学の歴史についての著作は多い。長い沿革があることから、20世紀初頭までの研究が多数あるだけではなく、戦後、東ドイツに組み込まれ、1990年のドイツ再統一まで途絶えた大学の伝統を回復するために、再統一後に意識的に研究が行われているからである。後注4) 参照。
  - 2) 多数のライプツヒ大学を対象とする研究の中でも、実証的なものは少ない。本稿では、Franz Eulenburg, *Die Entwicklung der Universität Leipzig in den letzten hundert Jahren, Statistische Untersuchungen*, 1909をおもに用いる(以下、Eulenburgと頁数で引用する)。多くの大学研究の中でも例外的に、詳しい数字を用いている。ライプツヒ大学以外の研究でも、実証的なものは稀である。
  - 3) 別稿「ライプツヒ大学と法律家」を予定している。ほかに、後注4) 記載のもの参照。Vgl. Rüegg (hrsg.), *Geschichte der Universität in Europa*, Bd.2 1500-1800, *Von der Reformation zur Französischen Revolution*, 1996, S.82ff. また、①Emil Friedberg, *Die Universität Leipzig in Vergangenheit und Gegenwart*, 1898; ②Friedberg, *Die Leipziger Juristenfakultät, ihre Doktoren und ihr Heim*, 1909 もある。Friedbergの1898年の著作①は、*Festschrift zur Feier des 500 Jährigen Bestehens der Universität Leipzig* (hrsg.Rektor und Senat) の第2部である(第1部は、神学部、第3部は、医学部、第4部が哲学部である)。第4部は、哲学・歴史部門と数学・自然科学に分けられ、2分冊となり、自然哲学部門の発展を象徴している。

Bd.1, Kirn, *Die Leipziger Theologische Fakultät in fünf Jahrhunderten*.

革についての詳細は簡略化して述べ、以下の検討に必要な限りで述べるにとどめる。

ライプチヒ大学は、1409年に設立され、ドイツでは、1386年に設立されたハイデルベルク大学について古い大学である。

アルプス以北の神聖ローマ帝国では、1347年に設立されたプラハ大学がもっとも古く(神聖ローマ皇帝カール4世(ルクセンブルク家)により設立。カール4世は、金印勅書の発令でも著名)、ついで1365年に、ウィーン大学が設立された(ハプスブルク家のルドルフ4世による)。しかし、フス(1369-1415)の民族運動の時期に、ボヘミア王のヴェンツェル4世(Wenzel IV, 1361-1419, カール4世の長男。ルクセンブルク公としては、Wenzel II, 失政のためドイツ王を廃位)の勅令によって(Kuttenger Dekret)、外国人に対するボヘミア人の優遇策がとられた。そこで、1409年に、同大学に属するドイツ人を中心とする教師と学生(約1000人)は、マイセン伯領に属し商業都市であったライプチヒに移動し、まず学芸学部と神学部を興したのである(1409年、教皇Alexander Vの特許状を取得)。その後、医学部と法学部が創設され、中世の形式である3専門学部と学芸・哲学部の形式が完成した。19世紀には、多くの著名な法律家を集め、有力大学となり、1909年には500周年、2009年には600周年を迎えた。本稿の対象は、おもに500年祭の時期に関するものである。

ライプチヒ大学には、長い歴史の中で時間的な中断はないが、戦後は、東ドイツ地域に入ったことから、実質的な伝統は途絶えた。そこで、1990年のドイツ再統一後は、伝統の回復に努め、大学やライプチヒ市史に関する多くの業績を出している<sup>4)</sup>。

Bd.3, (Greiner), Die Institute der Medizinischen Fakultät an der Universität Leipzig.

Bd.4, (Klinger), Die Institute und Seminare der Philosophischen Fakultät an der Universität Leipzig.

Teil 1 Die Philologische und die Philosophisch-historische Sektion.

Teil 2 Die Mathematisch-naturwissenschaftliche Sektion.

4) これについても、別稿(前注3)参照。また、再統一後東ドイツの大学の西側の組

織への転換については、簡単に、【大学】17頁以下参照。

ライプツヒ大学の研究は多い。1909年に、開設500周年となったことから、それを機に多数の研究が行われた。パンデクテンの時代の総括ともいえる。DJZ 誌も、特集を組んだ。Festnummer zum 500jährigen Jubiläum der Universität Leipzig, DJZ 14 (1909), 842). これは、ライプツヒ大学の500周年記念特集である。【発見】94頁、注103参照。

そして、2009年は、600周年である。Festschrift der Juristenfakultät zum 600jährigen Bestehen der Universität Leipzig, (hrsg. von Mitgliedern der Juristenfakultät), 2009.

東ドイツの時代を経て、再統一からほぼ20年となり、伝統回帰の記念という意味がある。550周年は、東ドイツの時代で、本注末尾の文献 (Schleifstein) がある。

Marek Wejwoda, Die Leipziger Juristen-fakultät im 15. Jahrhundert Vergleichende Studien zu Institution und Personal, fachlichem Profil und gesellschaftlicher Wirksamkeit, 2012.

Blecher, Jens / Wiemers, Gerald (hrsg.), Die Universität Leipzig 1409-1943. Ansichten-Einblicke-Rückblicke, 2004.

Blecher, Jens / Wiemers, Gerald (hrsg.), Die Universität Leipzig 1943-1992. Ansichten-Einblicke-Rückblicke, 2006.

もっとも包括的なのは、以下のシリーズである。

Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009, Bd.1: Spätes Mittelalter und frühe Neuzeit 1409-1830/31, hrsg.Senatskommission zur Erforschung der Leipziger Universitäts- und Wissenschaftsgeschichte, 2010.

Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009 Bd.2: Das neunzehnte Jahrhundert 1830/31-1909, hrsg.Senatskommission zur Erforschung der Leipziger Universitäts- und Wissenschaftsgeschichte, 2011.

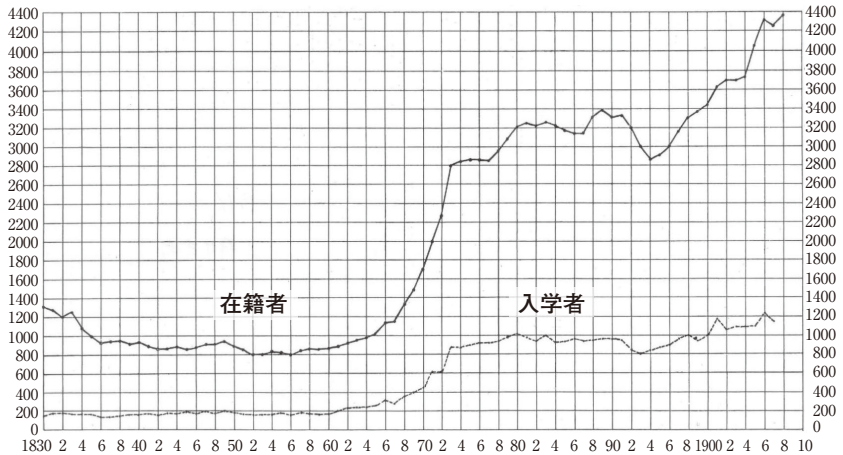
Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009 Bd.3: Das zwanzigste Jahrhundert 1909-2009, hrsg.Senatskommission zur Erforschung der Leipziger Universitäts- und Wissenschaftsgeschichte, 2010.

Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009, Bd. 4: Fakultäten, Institute, Zentrale Einrichtungen, hrsg. v. Ulrich von Hehl, Uwe John, Manfred Rudersdorf, 2009.

Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009 Bd.5: Geschichte der Leipziger Universitätsbauten im urbanen Kontext, hrsg. Michaela Marek, Thomas Topfstedt, 2009.

東ドイツ時代のものもある。Schleifstein, Josef (Red.), Karl-Marx-Universität

在籍者と入学者数の推移 (1830-1908/09年)



## Ⅱ 入学者、学生の出自、年齢と学部の特質

### 1 序

大学の実態を知る素材たりうる項目は多岐にわたる。第1に、学生については、入学者の数や選別、内容の内訳(出身、年齢、出自、宗教、在籍期間)など多くの項目がある。第2に、講義については、講義の形式や演習、講座の割り振り(InstitutやSeminarという組織の構造)、勉学の終了に関する国家試験(形式、数、合否の状況)、学位の取得(形式、数、取得者の出身や年齢、在籍期間)、教授陣の内容などの問題がある。第3に、財政問題がある。第3点は、あまり明らかでないことが多く、とくに中世の大学については、具体的な数字

---

Leipzig. Festschrift zur 550-Jahr-Feier, hrsg. von Rektor und Senat der Karl-Marx-Universität Leipzig, 1959. 戦争中に建物の60%以上が破壊され、1953年には、Karl-Marx-Universität Leipzigと改名された。名称がもとに戻るのは、再統一後の1991年である。

が不明なことが多い<sup>5)</sup>。19世紀には、かなり統計が充実してきているが、従来あまり検討されたことはない。古い時代には、学者の業績や大学の行事以外に、あまり経済的な側面が注目されることはなかったからである。しかし、ライプチヒ大学では、大学の貸借対照表によって、収入（自己収入と国庫補助）と支出（人件費、組織に対する支出、管理費用など）の項目を詳細に検討することが可能である<sup>6)</sup>。

教育支出は、この時代にしだいに重要性を増してきた項目である。古い時代には、大学が直接教材に関心をもつことはなかったからである。奨学金や学生援助も、従来の宗教的な支出からようやく公的なものに転換される時代であった。変化の中には、第一次、第二次の2度の世界大戦後の大学の変貌を先取りするものが含まれている。別稿では、第2点、とくに教授陣について言及したので、本稿では、第2点の範囲は簡略化し（国家試験と学位を中心に扱う）、第1点と第3点を中心に検討することにしよう。

## 2 学生数

(1) 大学の学部の人気は、時の社会や経済の情勢を反映する。不況時に、理工系学部の人気上昇したり、司法改革の時に、法学部人気が出ることは、近時でもみられた<sup>7)</sup>。個別的な状況のみでなく、社会的な精神の高揚時に、大学進学率が伸びることは、古くからある<sup>8)</sup>。経済政策や国家政策として、入学者

5) 筆者は、エルランゲン大学の研究で、やや包括的な数字を見いだしたのみである。【歴史】322頁以下。これは、同大学で副学長をしたロースマンの個人文書の中に、比較的まとまった収支の記録があるからである。

6) 財政についてふれる研究は、まれである。Eulenburg, S.141ff.

7) 日本の司法改革の一環として2004年に発足した法科大学院・ロースクールは、当初、法学部の人気をも上げた。しかし、司法試験の合格者数が増えないことから、その後の反動が大きく、法学部の人気も下がった。ほぼ同時期に、ドイツでも、国家試験改革が行われたが、そちらでは、法学部人気は下がり、国家試験の受験者は2割も減少した。日本とは逆に、ほぼ15年を経て、国家試験の受験者数は増加しつつある。

8) 戦後、とくに高度成長期に大学進学率は、爆発的に上昇した。逆に、ナチスの時代に、

を制限する場合もある<sup>9)</sup>。

19世紀のライプツヒ大学の学生数も、かなり変動している。もっとも、これは、ドイツ全体の学生数の変動の一部であり、大筋では連動している。そこで、ライプツヒ大学の固有の変動要因は小さい。ナポレオン戦争終結後、精神的な高揚の時代に、各大学の学生数は増加した。ベルリン大学のように、新たに設立される大学もあった。ライプツヒ大学の学生数の変化も、例外ではなく、1830年(フランスでは7月革命)まで、おおむね法学部の在籍者は、当時としては多数の500人規模であった。しかし、その規模は長続きせず、その後は低迷期となり、300人台に減少した。そして、1848年に、ウィーン体制が崩壊し(ウィーンやベルリンの3月革命)、フランクフルト国民議会在が招集された時期に、微増し400人台を回復した。

しかし、翌年、国民議会在が挫折したことから、再び低迷期に入った。1851年には、300人台に下降し、1862年には、最低レベルとなり、学生数は257人にすぎなかった。同年から、上昇に転じた。1860年代と1870年代には、急激な上昇がみられる。最高になったのは、1875年から1876年であり、1130人となった。このように、19世紀という比較的近時でも、大学進学者数は、一本調子で伸びたわけではない。

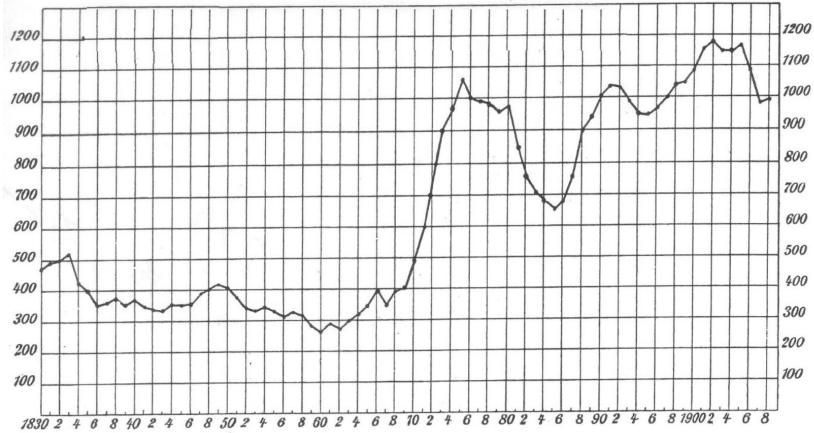
1880年代半ばまで、また下降している。1885年には、600人台まで減少し、その年から上昇に転じ、1890年には、再び1000人台を回復した。1900年には、1100人を超え(1902年に、1226人)、その後は、一時的に1000人台を割ることはあっても、おおむね1000人台を維持している<sup>10)</sup>。

---

思想的な弾圧により知的活動が停滞した時期には、大学の魅力は薄れ、進学者数も減少した。ベルリン大学の学生数の低下については、【歴史】409頁。

- 9) 医学部の定員は、健康保険財政によって左右されるし、近時では、弁護士数の過剰を理由として、司法試験の合格者数が減らされ、ロースクールの定員も、減少を余儀なくされた。ロースクールでは、文科省による定員の一律(おおむね2割)削減も強制された。その後、定員割れの生じたところでは、受験者数にみあった定員削減も行われ、ロースクールの閉鎖も相次いだ。
- 10) ライプツヒの1830-1908/09年の在籍者数と入学者の推移については、Eulenburg,

## 法学部の学生数 (1830-1908年)



(2) 学生数の変動の傾向は、ドイツの他の大学とも類似している。1850年代の終わりから減少し、1880年ごろに上昇、一時的に減少し、1888年から、上昇した<sup>11)</sup>。特筆できるのは、1874/80年のころ、全ドイツの法学部の学生の5分の1が、ライプツヒ大学で学んでいたことであり、これは、当時のベルリン大学よりも多かったことを意味する。ライプツヒ大学が、ヴィントシャイト(1817-1892, 1874年からライプツヒ大学)を代表として、多数の著名な教授陣を有したことによる人的理由が大きいが、以下にみるように制度的、経済的な理由も寄与している<sup>12)</sup>。

S.16. 法学部については、S.22のグラフ参照。

11) ドイツの他大学の変遷については、【歴史】102頁(マールブルク大学)参照。

12) Eulenburg, S.141ff. 19世紀のドイツの大学の学生数の比較は、【歴史】242頁参照。ただし、これは、プロイセンの11大学の比較である。17、18世紀のキール大学については、同241頁。



	全体 (人)	ライプツヒ	割合 (%)
1830/34	2,871	360	12.2
(中略)			
1844/49	3,694	366	10.0
1849/54	4,374	373	8.5
(中略)			
1869/74	3,384	540	18.8
1874/79	4,709	1,002	21.4 ○
1879/84	5,196	849	16.3
1884/89	5,282	735	13.9
1889/94	6,742	999	14.8
1899/04	10,186	1,125	11.0
1904/09	12,072	1,055	8.7

ライプツヒ大学の人気には、新たに設立されたライヒ大審院が、ライプツヒに置かれたことにも支えられている。当時、ライプツヒは、ドイツの司法の中心をなしていたのである。もっとも、世紀末には、その学生比率は減少し、1904年には、全体の11分の1にまで減少した<sup>13)</sup>。なお、神学部や医学部、哲学

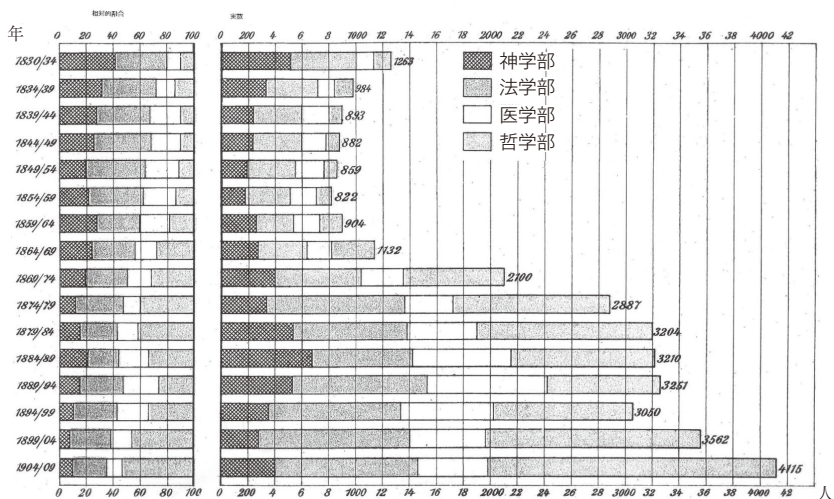
13) Ib., S.24. ライプツヒ大学とライヒ大審院は、地理的にも密接であり、ライプツヒ大学がなければ、ライプツヒにライヒ大審院がおかれることもなかったであろう。同じザクセンでも、州都であるだけドレスデンに分がある(人口は、ライプツヒの人口は、現在では60万人で、ドレスデンよりも5万人ほど多い)。

ライヒ大審院の前身は、北ドイツ連邦の連邦上級商事裁判所、1871年の統一後は、ライヒ上級商事裁判所であるが、その裁判権は連邦条約上限定されていた(商事と債権法だけである)。刑事については、プロイセンの上級裁判所が実質的な最高裁の前身であり、ライヒ大審院の発足時には、裁判官の供給源でもあった。そこで、ライヒ大審院が成立した時点では、ベルリンにおかれても不思議はなかったのである。ライプツヒにおかれたのは、政治力学の結果であり(連邦参議院の58票のうち、ライプツヒ30票、ベルリン28票の僅差であった)、プロイセンへの抵抗勢力である

部など、他の学部の学生数の推移は、やや異なるが、本稿では、あまり立ち入りえない<sup>14)</sup>。

これらの学生数の変化の結果、各学部の学生数の相対的比較と、実数の比較は、以下のグラフのようになる。

### 学部の割合と実数の変化



### 3 学生の移動と属性

(1) 19世紀のドイツの学生がしばしば大学を移動したことは、主要な法律家の経歴にもみられるが、こうした大学の遍歴は、必ずしも必然的なものではない。中世の学生も遍歴することは可能であったが、実際にはあまり移動しない

南ドイツとザクセンへの妥協であった。

14) 哲学部については、S.20 (グラフのカーブは、法学部よりもずっとなだらかである)、医学部は、S.24 (1860年代まで200人でグラフの線はほぼ水平であり、その後上昇し1890年に山となり、世紀末まで下降した)、哲学部は、S.26 (1850年代末まで、100人前後で、その後上昇し、1880年までに、1300人を超えた。1890年まで減少し、その後上昇し、1908年には、2500人近くなった。この時点の増加は、もっとも大きい)。

方が多かったのである。移動には手間や経済的な負担が大きかったし、危険もあった<sup>15)</sup>。ライプチヒ大学の設立時のように、やむをえない移動もあった。また、17世紀以降、大学が領邦国家の官僚機構の養成機関となると、移動は不利でもあった。各邦(ラント)は、自邦に都合のよいカリキュラムや教育を望み、大学も進んで各邦の養成機関となろうとしたからである。宗教上の理由から、将来の官吏の宗教管理は重要な問題であった。そこで、18世紀の末には、あまり移動せずに、1つの大学に、6学期(3年)もいることが通常であった<sup>16)</sup>。在学期間が短い時代には、そのまま卒業したのである。ライプチヒ大学では、以下のようになっている。1大学での在籍期間がわずか3学期に短縮したのは、1869年以降である。ドイツとオーストリアの戦争以降、統一の機運が高まった時期である。そして、統一後は、同一の国の内部であれば、移動はより簡単になったのである<sup>17)</sup>。

	入学者	滞在期間(学期)		入学者	滞在期間(学期)
1834/39	156	6.3	1864/69	288	3.9
1839/44	154	5.8	1869/74	636	3.3
(中略)			(中略)		
1854/59	176	4.7	1899/04	1,038	3.4
(中略)			1904/09	1,179	3.5

入学者数は、19世紀後半から基本的に増加しているが、それは、必ずしも在籍者の増加に結びついていない。滞在学期数が減少しているからである。しかも、滞在学期数の減少は、勉学期間の短縮の結果ではない。どの学部においても、卒業までの期間はむしろ増加している。滞在期間の減少は、学生が繁雑に大学を変えることによっている。この傾向は、プロイセンの大学でもみられる。

15) マールブルク大学の教授の経歴をみると、移動するのは一部であった。C.ヴォルフのような著名人は移動の機会が多い。【歴史】42頁。このことは、後代でも、同じである。全面的な移動が行われるようになったのは、第二次世界大戦後である。

16) Eulenburg, S.32.

17) 中世には、こうした大学の共通性はヨーロッパの全域に通用したのである。

卒業までに、5年(10学期)かかり、1大学での滞在学期が3.3であれば、少なくとも3つの大学を経験することになる。こうした複雑な遍歴は、19世紀後半の特徴ともいえるのである<sup>18)</sup>。

(2)(a) 聴講生(Hörer, Hospitanten)の制度は、比較的新しい。正式な入学許可をえていない、あるいは許可をえることのできない学生であり、19世紀に増加した。とくに、入学を許されない女子が当初は聴講生となったことから、女子進学の端緒としての意義も大きい。1859年以降の数字は、以下のようになる(5年ごとの平均値)。人数は、世紀の転換期に増大し、最終の時期には、15%にもなったから、もはや例外的な存在とはいえない<sup>19)</sup>。

	実数	割合%		実数	割合%
1859/64	21	2.3	1884/89	64	2.0
1864/69	53	4.5	1889/94	94	2.8
1869/74	86	4.0	1894/99	188	5.8
1874/79	100	3.3	1899/04	440	11.0
1879/84	92	2.8	1904/09	774	15.9

とくに、1899年以降の増加がいちじるしい。1909年には、822人にもなり、第5学部とさえいえる規模である。その中には、年配者のほか、軍人、市町村の官吏や事業者、年金生活者、外国人、女性がいた。女性が、正式に入学許可をえられたのは、1906年である。それ以前は、中等教育の成績証明書があっても、聴講生にしかならなかった。さらに、商業大学(Handelshochschule)の学生もいた。彼らは、大学の特定の講義を聴く義務があっても、入学許可はえられなかった。1898年に、ライプチッヒ商業大学(Leipziger Handelshochschule)が設立されたことから、必然的に聴講生も増加したのである。教員の再教育という需要もあった(stud.cam, Stud.päd.といわれる研修)。さらに、すでに許

18) Eulenburg, S.33. 現在の第1次国家試験合格までの勉学期間については、【歴史】503頁参照。

19) Eulenburg, S.33.

可をえている医師の研修もあった。こうして、当時の大学は、聴講生の制度の上に、新たな進行分野を開拓したのである<sup>20)</sup>。カルチャー・スクールを志向する現代の大学とは異なり、社会実務の必要性にもとづくものであった。

(b) ザクセンは普通法の領域であり、独自の民法典(Sachsische Bürgerliches Gesetzbuch)は、ようやく1865年に発効した。この法典は、パンデクテン法学の産物という意味では、ドイツ民法典(1900年)の先駆けであるが、今日では、物権法が債権法に先立つという構成でのみ記憶されている(ザクセン式体系)。

近隣のプロイセンは、身分制にもとづいた一般ラント法(ALR, 1794)を有したが、大学制度は、ヨーロッパで標準化されていたから、それ自体はあまり異なるものではなかった。しかし、プロイセンにおける国家と大学の関係は、ドイツの大学全体に大きな影響を与えた。特徴は、国家による統制と試験至上主義、聖職者や法曹、教員の資格付与の形式にもっとも典型的に現れる。そして、これは、宗教改革以来、官吏の宗教管理を厳格にしてきた各ラントの政策とも一致した。そこで、1871年の統一時から、二段階の養成制度と国家試験が、ライヒの全域にわたって確立したのである。ザクセンも、統一後には、プロイセン式の構造を受入れなければならない。それは、以下のようなものであった。

大学そのものはヨーロッパ全域で標準化されていても、大学と国家の関係は、ラントによりかなり異なる。ALRは、啓蒙の産物であるが、なお身分制を前提とした。この身分制と大学の卒業資格との奇妙な結合が特徴である。ALRは、貴族(Adel)と市民(Bürger)、農民(Bauer)の区分をしている(この区分は、統一後は廃止)。市民とは、生まれによっても生まれた後にも、貴族(II部9章1条)でも農民(II部7章1条)でもない者をいう(II部8章1条)。身分社会を前提とした規定である。しかし、これに加えて、軍事と文官の官吏(Diener)の身分がある(II部10章1条)。このうち、文官は、文官の任命規定に従うも

---

20) Ib., S.34. 以下でみるように、軍事国家であるプロイセンにとって軍人の地位を考慮することには、つねに関心があった。資格への考慮は、社会的意味よりも、こうした関心に主導されたものである。

のとされ(同10章68条)、十分な資格があり、能力の証明を試験によりえた者でなければ、官職につくことができないとされた(同10章70条)。ここでは、近代的な学歴主義が採用されている。同68条の規定は、国家の任命する上級官僚だけではなく、下位の者にも適用されたから(同69条)、プロイセンの官僚社会は、試験と資格によって覆い尽くされたのである。行政、司法、医療、教育に関する職業につくためには、国家試験への合格を必要とする制度は、ここに始まる。

試験を基本とする構造は、理性的な国家を求める啓蒙主義的な思想にもとづいている。官吏の資格は、身分ではなく、試験への合格が基準となり、社会的正義の外形を獲得した。とりわけ官職にあつては、試験が理性の実現として適切な手段となり、資格を証明された者のみが、国家意識の担い手となるのである。

そこで、試験は、元来は、貴族やツンフトによる職業の独占を打破するためのものであったが、当初の目的はしだいに失われ、社会的な選別の機能を帯びるようになった。新たな社会的階層をも形成した。実際に、試験には幼児期から将来の大学入学を予想し長期間の勉学をさせ、卒業後にも長期の研修期間を経るだけの経済的な余力を必要とした。また、余力があったとしても、ギムナジウム(10歳から17歳ないし18歳。現在では17歳である)と実業学校の分離が早くに行われるドイツの制度の下では、中途からギムナジウムのコースに転換することは困難であった。つまり、有為な人材でも、それを後発的に大学向けのコースに戻すことが不可能であり、その途が必要となったのである<sup>21)</sup>。

---

21) Eulenburg, S.34. 試験と資格制度に覆い尽くされたプロイセンでは、志願兵や義勇兵の制度が例外を形成した。兵役を果たすことによって、官吏となったり、専門大学への入学資格が認められたのである【歴史】441頁、484頁。プロイセンは、フランスやイギリスなど、他の国民国家と比べると人口面で劣後したことから、兵制上、市中の人材を活用することが必要であり、在郷軍人や予備役などを活用することが必要になったのである。マクニール・戦争の歴史上(2014、高橋均訳)438頁以下、下50頁以下。ビスマルク(Otto von Bismarck, 1815-1898)もユンカーの出身である(もっとも、経歴は、ギムナジウム、ゲッチンゲン大学、ベルリン大学である)。

プロイセンの高等文官は、18世紀以降、もっぱら大学の卒業生からのみ任用され、1770年からは、試験に合格することが任用の要件とされた。1808年からは、高等武官である将校の任用にも、試験に合格することが必要となった。軍事にも科学技術が重視されるようになったことの反映である。他方、軍事の分野では人材確保のための例外が早くに発達した。志願兵経験などにより、ギムナジウム卒業以外の大学入学資格を付与することなどである。この例外は、大学入学資格の弾力化の先駆となった（【歴史】441頁）。変化は、つねに周辺部から現れる。

(3) 女性は、1901年から公式に聴講生として受け入れられた。聴講生でもこの時期まで遅れたことは、それだけ男女差別が激しかったことを示している。1901/04年に、平均で、64人であった。聴講生の8分の1である。1906年には、86人であり、聴講生の9分の1を占めた。その中には、当初、アビトゥーアを取得した女性も、その他の資格で聴講する女性もいた。1906年の冬学期からは、ライプツヒ大学では、入学許可は、男子と同じ条件によるものとされた。平均すると、1906年までの6学期に、35人の女性が入学を許可され、その半分は、ザクセン以外の出身であった。女性の割合は、1%のみである。19世紀末の女

---

ALR II 11 Civilbeamte.

§. 68. Alle Beamte des Staates, welche zum Militairstande nicht gehören, sind unter der allgemeinen Benennung von Civilbedienten begriffen.

§. 69. Dergleichen Beamte stehen entweder in unmittelbaren Diensten des Staates, oder gewisser demselben untergeordneter Collegien, Corporationen und Gemeinen. Bestellung derselben.

§. 70. Es soll niemanden ein Amt aufgetragen werden, der sich dazu nicht hinlänglich qualificirt, und Proben seiner Geschicklichkeit abgelegt hat.

プロイセン法は、農民、市民、貴族（Bauer, Bürger, Adel）の身分制を肯定したから、それに伴う種々の制約がある（ALR II 7,8,9）。たとえば、プロイセン法の下では、完全な婚姻（Eine vollgültige Ehe, Ehe zur rechten Hand）は、当事者の自由な意思（ALR II 1 § 38）と牧師による手続（§ 136）を要するだけとしたが、身分違いの場合には、たとえば貴族の男と農民や小市民の女との結婚は、内縁の関係しか形成しない（§ 30, § 835 Ehe zur linken Hand）。

子高の改革（Oberlyzeumの卒業が、大学の勉学に直結するようになる。ギムナジウム化である）によって、女性の数の増加が期待されている<sup>22)</sup>。

#### 4 学生の出自、外国人

(1) ザクセンには、ライプツヒ大学しかないことから、ザクセン外からの学生がどの割合を占めるかは、ラント内の公務員や専門家の養成にかかわる重要な問題である。大学相互の競争は、ザクセン外の大学との競争だけである。学部ごとの相違はあるが、一般的にみれば、1860年代の後半まで、ライプツヒ大学は、ほぼザクセン国内の学生を受け入れていた（文字通りのLandesuniversitätである）。ザクセン外からの学生は、4分の1から8分の3までであった。転換点は、1871年のドイツ統一である。統一後は、ザクセン外の学生の方が多数となった。1874/79年がもっとも外部者の多い時期であり、3分の2にも達した。この時以降、大学は、ドイツ全体の学問的な遍歴の一環に組み込まれたのである。

その割合は、その後、減少する。ただし、学部により差がみられ、神学部と法学部では3分の1となるが、医学部と哲学部では、なお半数以上を占めている。統一時の外部者の上昇は、一時的であり、基本的にザクセン人が主体といえる。今日とは異なり、聖職者と裁判官は、就職する地の大学で受験することが必要であったことにもよる。もっとも、全体でも、1900年に、ザクセン人は、2200人で、その他が1900人であり、54%にすぎない<sup>23)</sup>。

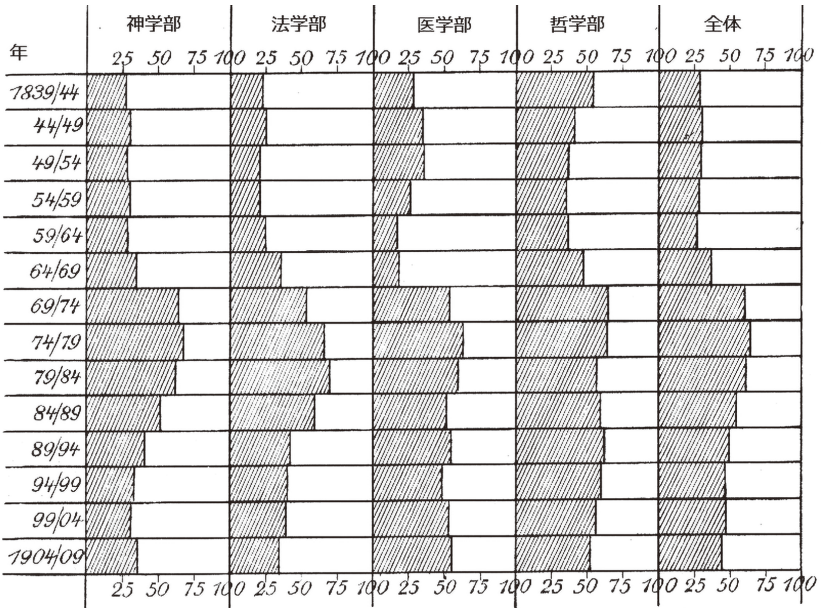
---

22) Eulenburg, S.35.

23) Ib., S.37. 同書巻末の表では、ザクセン人と非ザクセン人（Fremde）の数字が、本文と逆になっているので、本文に合わせた。



外部人(非ザクセン人)の割合(1839-1909年)



外部者の割合を高めているのは、医学部と哲学部である。しかし、その理由は、異なる。哲学部で外部者が多かったのは、統一前からであり、哲学部の講座にユニークなものがあったことによる。また、哲学部には、国家試験と官吏の就職による束縛もなかった。逆に、医学部は、統一時から外部者を集めた。Eulenburg は、その理由を、ザクセンの医師には、このころから、ザクセン外で教育をうけてからザクセンに定住した者が増えたので、ライプツヒに固執する必要がなくなったのではないかと推測している<sup>24)</sup>。より重要なのは、この2学部では、卒業資格には、ラント固有のものはないことである。そのことが、学生の自由な移動を可能にしているのである。自由競争の局面で、ライプツヒ大学は、勝者であったわけである。

24) Eulenburg, S.38.

なお、ザクセン外からのドイツ人で多いのは、プロイセンからの者である。これは、プロイセンが地理的に近く、人口も多いことから、当然の結果にすぎない<sup>25)</sup>。

(2) ドイツ人以外の外国人の数は、小さい。用語上、統一までは、ザクセン人以外の者が外国人であったが(プロイセンやバイエルン)、それらは除く。統一後も、外国人といっても、オーストリアとスイス人が主体であり、中世的な観点からは、必ずしも外国人とはいえない。いずれも、ドイツ語を使用するからである。

しかし、国際化を先取りする面もある。1884/94年には、アメリカ人が第1位となった。また、ロシア人とバルカン諸国の者が増加した。ロシア人の中には、バルト海沿岸の者やドイツ系ロシア人も多い。バルカン諸国では、ルーマニア人やブルガリア人が多い。ライプチヒ大学では、その他の国の者は、あまり多くない。イギリス人は、1%を超えたことはなく、ベルギー、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、スペイン、ポルトガル、フランスからも、わずかである<sup>26)</sup>。日本人の数も少ないが、19世紀の末に平均して年5人が入学している<sup>27)</sup>。東アジアからの者が少ないことから、注目され

25) 消極的な理由をあげれば、医学部は、今日でも人気のある学部であるから、定員制( Numerus clausus)による縛りがある場合には、入学できないか、入学時期が遅れることがある(今日では、医学部に定員制限のある場合が多い)。入りやすいことと、容易に卒業できることが人気を左右するであろう。

学生の出身に関しては、Eulenburg, S.51.また、比較的近いチューリッゲン諸国の者が多いが、南ドイツからはあまり多くない。S.53.法学部では、ヴェルテンベルクとハンザ都市からの学生が多いという。商業都市としての特性を生かしていたと思われる。

26) Eulenburg, S.46.

27) 日本人では、森鷗外(1862-1922)が、ドイツ留学の最初の1年をライプチヒ大学(師は、Franz Hoffmann)で過ごし、ついで、ドレスデン、ミュンヘン(師は、Pettenkofer)、ベルリン(師は、Robert Koch)の各大学に転じた。また、ライプチヒ大学は、お雇い外国人のベルツ(Erwin von Bälz, 1849-1913)の出身大学でもある。独法103号74頁。他の日本人では、朝永振一郎(1906-1979)が不確定性原理で著名

る。アフリカ人とオーストラリア人はとるにたりない。

学部による相違もあり、神学部と法学部ではごくわずかである。2 学部ともに、それぞれ5 から11%にすぎない。医学部では、1880年代から外国人の数が増加した。また、自然科学関係でも、外国人の数は増加した<sup>28)</sup>。

以下は、ライプチッヒ大学の外国人の数と、全大学の比較である。

	外国人			学内の割合	ライプチッヒ大学の 全大学に占める割合
	全実数	割合	ライプチッヒ大学		
1880/81	1,133	5.2%	262	8.2%	23.1%
(中略)					
1899/00	2,255	6.9	340	10.1	15.1
1905/06	3,171	7.7	492	12.2	15.1
1908/09	3,594	7.5	529	12.4	14.7

1880/81 年の学期の平均で、全大学で1133人の外国人学生がおり、学生数に占めるその割合は、5.2%である。ライプチッヒ大学には、262 人の外国人がおり、その割合は、8.2 %である。全大学の外国人数に占めるライプチッヒ大学の割合は、23.1%となる。すなわち、ライプチッヒ大学は、他の大学よりも多数の外国人を受け入れ、1908/09 年には、その割合は、学生数の1 割を超えており、全国の大学の外国人の15%近くを受け入れているのである。しかも、年々、外国人の割合は増加している。

ちなみに、外国人は、ベルリン、ミュンヘン、ライプチッヒの3 大学に集中していた。当時の日本人の留学先でも、この3 大学は多い。1909年に、3 大学の外国人学生を合計すると、全体の57%を占めていた<sup>29)</sup>。比較的大国の首都に集まったということである。もっとも、ザクセンでは、ドレスデンが政治首都であり、ライプチッヒは商都である。

なハイゼンベルク (Werner Karl Heisenberg, 1901-1976) についている。

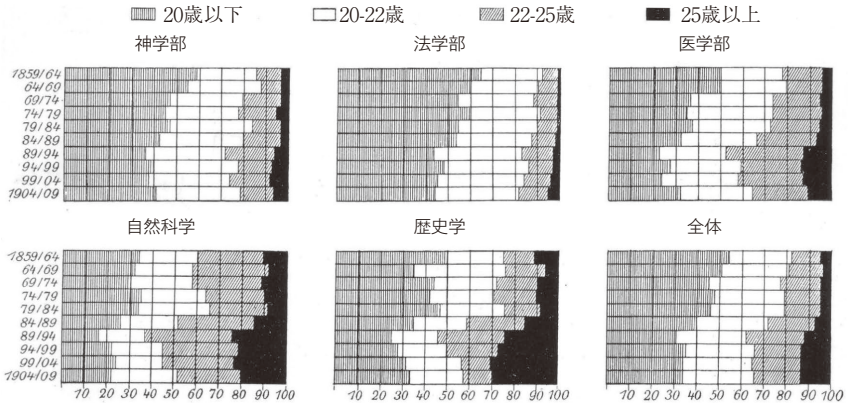
28) Eulenburg, S.47.

29) Ib., S.49.

### 5 学生の年齢、出自、宗教

(1)(a) 学生の年齢については、学部による相違が大きい<sup>30)</sup>。

学部ごとの入学者の年齢（1859-1909年）



神学部は、20歳以下の若い学生が多く、年長者は減少している。50年間の比較によると、入学者に占める若年者の割合は、以下ようになる（%）<sup>31)</sup>。

	20歳以下	22歳以上		20歳以下	22歳以上
1859/64 神学部	58.8	11.8	1904/09	40.8	20.6 %
法学部	63.9	7.9		44.6	17.8
平均	54.3	17.7		35.2	34.5

この2学部には、ライプツヒ大学の中でも若い者が多いが、50年間に、若年者の割合は、かなり減少した。法学部の学生は、ライプツヒ大学では、一番若い。他方で、年長者、外国人、社会人などの数は少ない。年長者が少ない

30) Ib., S.57. 今日では、学部によってこれだけ明確な相違が出ることはないから、19世紀的な特徴といえる。自然科学系についていえば、後述するような社会人のような層が多かったことによる。

31) Eulenburg, S.61.

ことは、法学部の学生の勉学期間が相対的に短いことにもよっている。法学部の学生は、平均年齢でも、全体に比して若く、1889年に、22歳で、1909年に、22.5歳である。それでも、50年の間に、年長者は増加している<sup>32)</sup>。

逆に、年長者の多いのは、医学部と哲学部である。医学部には、平均よりも若年者が少ない。もっとも、平均よりやや年長というにとどまる。これに対し、哲学部は、年長者の占める割合が高い。その細部は多様であることから、とくに特徴のある自然科学系と歴史系についてみると、以下のようなになる(%)。

	20歳以下	22歳以上		20歳以下	22歳以上
1859/64 医学部	48.8	18.8	1904/09	32.3	35.9 %
自然科学	34.0	39.1		22.0	47.6
歴史	49.6	25.2		34.2	41.3
平均	54.3	17.7		35.2	34.5

歴史系に、年長者の割合が高いのは意外ではないが、今日的な観点からは、自然科学系の分野で、もっとも年長者の割合が高いのは、意外である。若年の学生の割合は、かなり低い。自然科学系では、5分2以上以上の在籍者が、25歳を超えている。30歳を超える者も多い(1907年には、入学者のうち225人)。全体では、そのような者は、4%程度である。理由は、薬剤師、農業者、化学者などが実務についた後、大学に来るようになったからである。今日風にいえば、社会人教育を取り込んでいたのである<sup>33)</sup>。現在では、修士課程の学生が理工系に多いのと対比できよう。

自然科学ほどではないが、歴史学と文献学でも、年長者が多い。こちらの理由は、必ずしも明確ではないが、かなり多くの外部者と外国人が、ライプツヒ大学で卒業するために入学許可をえている。1907年では、30歳以上の者が389人いた。全体の6%である。しかも、半分以上が外国人であった<sup>34)</sup>。歴史学

32) Ib., S.62.

33) Ib., S.63.

34) Ib., S.63f.

と文献学の学生は、ライプツヒ大学では、もっとも年長である。

(b) プロイセンの統計は、ギムナジウムの卒業資格者しか対象としていないことから、正確な比較は、むずかしいが、プロイセンの大学においても、学生の年齢に関する傾向は、同じである。プロイセンでも、25歳以上の学生（選挙権がある）は、13%ほどである。30歳以上の者は、平均して、学生の2%である。22歳以下の若年者は、プロイセンでは、若干少ない。神学部と法学部に若年者が多いのも、ライプツヒ大学と共通している。しかし、医学部では、年長者が多く、哲学部では少ないことから、2学部では、プロイセンの数字は、ライプツヒ大学の間中となっている。全体としてみると、プロイセンの年齢は、わずかに年長である。プロイセンの10大学の数字は、個別の相違を平準化している<sup>35)</sup>。

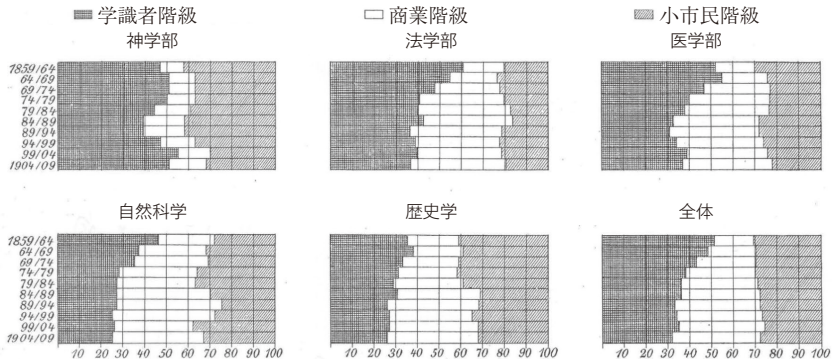
(2) 社会的出自 (a) 父親の社会的地位について、①学識階層、すなわち、教育をうけ、国家または市町村の公務員である者、高等教育の教師、聖職者、医師、裁判官、弁護士、将校、建築士、エンジニア、薬剤師、文筆家、芸術家、②商業関係者、すなわち、商人のほか、大土地所有者、工場主、金利や地代生

35) Ib., S.64f. プロイセンの10大学とは、Berlin, Bonn, Breslau, Göttingen, Greifswald, Halle, Kiel, Königsberg, Marburg, Münster である。このうち、Kiel, Göttingen, Marburg は、1860年代以降、デンマークとの戦争、およびプロイセン・オーストリアの戦争で、プロイセンに併合された地域にある。比較的新しくプロイセンに帰属した大学である。Berlin, Bonn, Münsterは、事実上新設であるから、古くからのプロイセンの大学は、Halle, Königsbergのみである（Breslau, Greifswaldも併合地の大学である）。

ワイマール期に、大学進学者の数が増えると、多くの大学が設立された。ケルン大学の再建は、1919年、ハンブルク大学も同年に設置された。1914年創設のフランクフルト（マイン）大学とともに、第一次世界大戦後のワイマール期の3つの新しい都市型大学として位置づけられる。すなわち、商業や交通、産業の中心地におかれ、大都市の利益にもとづいていたのである。【歴史】「はじめに」参照。ケルンには、ナポレオン戦争期に廃止された大学があったが、これは、中世の市参事会によって設立された経緯があることから、ほぼ100年後に設立された都市型大学である新しいケルン大学とは断絶している。

活者、③小市民、すなわち、小学校の教師、下級公務員、手工業者、労働者に、3分する<sup>36)</sup>。ただし、この区分は、必ずしも明確ではなく、土地所有者でも、③に属する農民から、②に属する大土地所有者までいるからである。①も小市民階層といえるが、大学教育をうけていることを特徴とする。ヨーロッパは、基本的に階級社会であるから、貧農や貧困労働者はどこにも属することはない。この時代でも、理論上は、労働者階級の出身で、コッホのように大学教育をうける者もいるが、数的には無視できるからである<sup>37)</sup>。

### 学生の出自 (1859-1909年)



(b) それぞれの内部に立ち入った検討は省略して、概略すると、上のグラフのようになる。プロイセンとの比較は、統計上むずかしい。プロイセンでは、1886年まで、同様の統計がないからである。ハレ大学については、Conradの研究がある<sup>38)</sup>。

36) Eulenburg, S.65. これよりも約半世紀前、19世紀初頭の学生の出自については、【歴史】470頁参照。フランスとイギリスの学生に出自についても、同470頁、476頁参照。

37) ALRの注釈者であるコッホについては、【法実務家】144頁。貧困家庭から高裁判官にまで出世した稀な例である。ベルリン大学のフィヒテは哲学者であるが、貧困家庭に生まれ、パトロン援助によって大学で学んだ。【歴史】414頁参照。フィヒテは、1807年の講演「ドイツ国民に告ぐ」で著名である。貧困家庭出身の法律家は、比較的稀である。神学や哲学に比して、金がかかったからである。



ハレ大学と概括的な比較をすることは可能であり、②の大規模な実業家の息子と③の小市民の息子が1850/80年にかけてかなり増加している。①の学識階層の息子の伸びも類似する。しかし、ハレの研究では、商人や工場主、大土地所有者の割合が小さく、手工業者や下級公務員、教師の割合が高く、学識階層の割合も、ライプツヒ大学よりも高い。また、地域的な特色として、1850年から1880年の間、ハレ大学では、学生の半分がまだ神学部に属していた。その結果、学識階層と小市民階層の占める割合が高かったのである。そこで、ハレ大学がプロイセンの一般的な大学を現わしているとはいえない<sup>39)</sup>。

1886年以降は、以下のようにになっている。プロイセンでも、ライプツヒ大学においても、約20年間に、割合の上で大きな変化はなかった。しかし、両者の学生の出身階層は、かなり異なっている。ライプツヒ大学では、①の学識階層の出身者の割合がいちじるしく大きい。その差は若干縮小しているが、1909年の比較で、なお8%の相違がある。③の小市民階層の差は小さい。他方、プロイセンでは、②の商業関係者、工場主、大土地所有者の割合が高く、ほぼ

38) Conrad, Universität Halle の研究は、外国人や農業者、薬剤師を除外しているからである。Eulenburg, S.69, S.90 (Anm.24) によれば、以下ようになる。①の割合が後代まで高く、3割台のライプツヒ大学とは異なる。その分だけ、②、③の割合が低く、資本主義層と小市民階層の占める割合が少ないことになる。ライプツヒ大学の社会構造というよりも、ライプツヒ大学には、ラント外の学生が多いことから、こうした層が多くなったのである。

	①	②	③
1850/54	49.3	20.9	29.8
1872/76	48.6	31.0	31.4
1877/81	43.4	31.6	35.0

39) Eulenburg, S.69. プロイセンといっても、商工業の発展したラインラントと、エルベ以東の農業地帯とは、かなり異なる。東西の相違は、ライヒの崩壊まで継続し、ワイマール共和国の時代にももちこされた。大土地所有制が解消されたのは、東ドイツの土地改革による収用による。これについては、再統一後に、所有権の返還問題として再発するが、単純な返還や復活は行われなかった。【土地】13頁以下参照。



半分を占めている。これは、プロイセンに大土地所有者と工業人口が多く、ザクセンの工業人口の多くは、(進学よりも)、実学に進むことによっている<sup>40)</sup>。小市民階層の割合があまり伸びないのは、ライプチヒ大学の学生の半分は、ザクセン以外の出身者であることによる<sup>41)</sup>。

	プロイセン			ライプチヒ (%)	
	1886/87	1902/03	1905/06	1889	1908/09
①	20.8	21.1	21.8	34.4	29.7 大
②	48.8	46.6	47.6 大	34.0	38.4
③	30.4	32.1	30.6	31.6	31.9

(c) 学部ごとの学生の出自には、かなりの差がある。神学部では、聖職者の息子が多い。①の学識階層の割合が高くなる。つねに、30%から40%にもなる。反面では、②の階層は減少する。③の階層も多い。グラフの両端が厚くなるのが特徴である。

法学部でも、③の小市民階層は減少する。小学校の教師や手工業者の息子は少ないが、下級公務員は若干増加する。①当初は、学識階層の父親が多く、60%にもなったが、半世紀の間に、37%に減少した。思いがけず、国家や市町村の公務員の父親、裁判官や弁護士父親も若干減少している。そして、②の商業関係の層が増えて倍増した。19%から、42%である。工場主が増加し、商人階層も2倍になっている。一般的に、法学部の学生は、比較的富裕な階層からなっている<sup>42)</sup>。

医学部も、法学部と似ている。①が当初多く、しだいに減少していること、

40) Eulenburg, S.70.

41) ライプチヒ大学の学生には、プロイセンよりも裕福な階層の者が多いとの指摘がある。Ib., S.71. ただし、プロイセンでも、ボンやゲッチンゲンと、ハレやプレスラウとは相違があるという。これも、前注39)と同じく、エルベ河の東西の経済的相違に帰するであろう。

42) Eulenburg, S.71. 企業のサラリーマンのどこまでが包含されるかは疑問であるが、この分類には、私企業の幹部も②に包含されていると思われる。

②が増大していることは同様である。③は、法学部よりやや少ない。

自然科学系と歴史の分野は、類似している。いずれも、①の学識階層は少なく、③も、30%を超える程度である。もっとも、自然科学では、①は当初は多かったが、歴史では、最初から多くはなかったのである。そして、自然科学系では、自由業の父親が増加している。②は、いずれの分野でも、20%から40%ほどになっている。歴史と文献学の分野では、自由業者の息子は、平均より少ない。これは、一般の推測とは異なるであろう<sup>43)</sup>。

全体として、各学部は、学生の社会的階層に関し、特徴的な点を有している。聖職者の息子は、神学と文献学を選択する傾向があり、医師の息子は医学部を、高級公務員と裁判官の息子は法学部を、高等教育者の息子は、歴史と文献学を選択する傾向がある。もっとも、こうした社会的階層による相違は、しだいに減少している。農民と土地所有者の息子は、自然科学を好み、工場主の息子は、ライプチヒ大学では、法学部を選択する傾向がある。商人の息子には、特段の傾向はみられない<sup>44)</sup>。階級による再生産は、一部の学部のみみられるだけである。

(3) 大学入学資格については、ライプチヒ大学は、比較的寛容である。それが、プロイセンに比して多くの聴講生を許している原因でもある。入学許可法 (Immatrikulationsordnung) では、ドイツ一般の入学資格 (Reifezeugnis) のない者でも、一定の入学を認めている。特定の予備教育の証明によって、4学期に渡り、大学入学を認める準学籍簿 (kleine Matrikel) の制度がある。厳格な資格で拘束されたプロイセンの制度と異なる。状況により、準学籍簿でたりた。また、ギムナジウムの卒業資格のほかに、実業ギムナジウム (Realgymnasium) や上級実業学校 (Oberrealschule) の資格も考慮された。こうした方法で、1902年以降、大学入学が可能であった。ザクセンでは、若干の実業学校 (Realschule) も、資格を認められたのである<sup>45)</sup>。初等教育が早くから分離して、ギムナジウムだけが大学教育につながるドイツの一般的な構造と

43) Eulenburg, S.72.

44) Ib., S.75.

45) Eulenburg, S.79. もっとも、神学部、法学部、医学部では、1901年まで実業ギムナジウムの卒業生は、入学を認められなかった。哲学部は柔軟である。

は異なる。

1909年には、4分の1の学生が、正式の大学入学資格(Reifezeugnis)なしに、入学を許可されている。こうした例外は、ギムナジウムの教育が制限された女性やギムナジウム教育をうけ損なった者に対する門戸を開く端緒となったのである<sup>46)</sup>。

(4) 宗教 (a) 学生の宗教は、50年の間に、いちじるしく変化した。プロテスタントの割合は、入学者のうち当初 92 %であったが、1909年には、80%に低下した。それに応じて、カトリックとユダヤ教の割合が増加した。とりわけ、ユダヤ教の割合が増加した。入学者のうち4 %、在籍者では、6 %になる。カトリックとギリシア正教の割合は、5 %から15%に増加した。ギリシア正教の者の増加は、ロシア人とブルガリア人の学生が増えたことによる。カトリックの増加も、非ザクセン人の学生が増加したことによるものである<sup>47)</sup>。

学部による相違も大きい。当然ながら、神学部には、プロテスタント以外の者はいない。法学部でも、宗教のしぼりは大きい。これに対し、医学部では、ユダヤ教の割合が高い。自然科学の分野では、非ザクセンのカトリックの割合が高い。ユダヤ教の割合は少ない。歴史の分野でも、カトリックの割合が高くなりつつある。その他の宗教、東方やアジアの宗教は、従来1 %を超えることはなかった<sup>48)</sup>。

(b) こうした学生の宗旨の割合は、ザクセンの人口割合とは、明らかに異なっている。ザクセンでは、1905年に、カトリックは5 %で、ユダヤ教は0.3 %にすぎないからである。この相違は、非ザクセン人の学生が多いことによってい

---

46) Eulenburg, S.77. 明治時代初期の日本人の留学生もこれに包含されよう。日本には、いまだにギムナジウムに相当するものはなかったからである(設立されたばかりの大学は、ギムナジウム相当とみなされた)。入学者を自己の独自の基準で選択するという意味では、当時の大学は、はるかに自由であった。現在のように、年齢に結合した基礎教育の制度が完成していなかったからである。中世の大学と同様である。

47) Ib., S.81f.

48) Ib., S.82. こうした宗教に関する教授の割合は、かねてキール大学について検討したものと共通している。【歴史】389頁参照。

る。ライプツヒ大学は、他のラントの多様な学生の入学を認めていたのである。

ライプツヒ大学は、その地勢学的な位置づけから、宗教面では、プロイセンの大学と同様に、プロテスタントが多数派を占めている。しかし、詳細にみると、学生の宗教の状況は、プロイセンの大学とも異なる。プロイセンの大学では、カトリックの割合は、20から25%、ユダヤ教の割合は、8 から9 %となるからである<sup>49)</sup>。プロイセンは、他邦よりもプロテスタント以外の宗教に寛容であった。

中央ドイツも、ザクセンと類似した状況であり、プロテスタントの要素が強い。個別の大学や学部による相違もあり、プロイセンでも、ユダヤ教の要素は、医学部でもっとも強く、ついで法学部である(15から5%)。哲学部では、減少する。プロイセンでは、カトリックの学生は少ない<sup>50)</sup>。

### Ⅲ 教育、国家試験、学位

#### 1 教育上の諸要素

(1) 講義については、とくに他学部や自然科学では、19世紀に新たな科目が多数登場した。法学部においても、基本的な科目には変化がないものの、多数の新たな科目が登場した。商法、経済法、無体財産法、労働法、刑事学などである。比較法、法社会学などは、おもに20世紀の産物である<sup>51)</sup>。勅法集や学説類集といったローマ法の講義は、現代的な公法や民事法の講義に転換され、封建法や教会法のように、法制史の中に吸収される科目も生じた。本稿では、個別には、立ち入らない<sup>52)</sup>。

---

49) Ib., S.82.

50) Ib., S.83

51) 新領域については、簡単にベルリン大学の学位の対象領域についてふれたことがある。【法学上の発見】281頁。

52) 中世的な講義名(たとえばコーデックス、パンデクテン)が、近代的な名称(た

(2) (a) 教授の数について、筆者は、マールブルク大学を例に、法学部における数が、3から4人であり、19世紀の初頭までほぼ同数であることを検討した<sup>53)</sup>。他の小規模大学も近似している。これに対し、ライプチヒ大学は、すでに18世紀から、やや多く、その倍ほどになる<sup>54)</sup>。以下は、各学部における正教授と員外教授の数である。

	神学部		法学部		医学部		哲学部		全体	
	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外
1712	5	5	6	1	5	3	9	2	25	11
1758	5	-	8	6	8	-	9	8	30	14
(中略)										
1796	4	2	8	3	6	4	12	19	30	28
1810	5	1	7	1	5	4	10	11	27	17

特徴は、ライプチヒ大学が神学部を中心に設立・発展したにもかかわらず、19世紀初頭まで、神学部の教授数はあまり変わらず、法学部の教授数がこれに勝ることである。医学部にもあまり変化はない。哲学部は、かなり大規模化し

たとえば民法、刑法)に転換されることについては、マールブルク大学について検討した。【歴史】67頁、132頁以下参照。19世紀には、自然法の産物である「自然法」も「国際法」に転換された。

法曹養成制度について、簡潔にふれるものとして、Gerhards, Festansprache, in Piero, Bodo (hrsg.), Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, Dokumentation der 100-Jahr-Feier der Rechtswissenschaftlichen Fakultät Münster und des Justizprüfungsamtes Hamm, 2003, S.17ff. 同書は、ミュンスター大学の100周年記念の記録である。当時、成立したばかりの国家試験改革の記事について詳しい。ドイツの国家試験は、大学ではなく、国家(もともとは、ラント、現在の州)が法学の卒業資格を認定する点で、ヨーロッパでは特色のある制度であるが、2004年の改正によって、大学には、30%まで重点領域の試験が認められた(universitäre Schwerpunktbereichsprüfung)。国家試験は、70%の必修領域の試験に限定されたのである(staatliche Pflichtfachprüfung)。【倫理】319頁参照。

なお、現在、ヨーロッパの大学には、ボローニア方式による形式の統合が試みら

ている。しかも、員外教授が多く、すでに新しい講座の増加の時代を先取りしていると思われる。

19世紀の初頭には、法学部では、勅令集、学説類集、刑法、国法学、封建法、自然法と国際法、教会法が、個別の教授により講じられ、ザクセン法は、2人によって講じられている(兼任である)<sup>55)</sup>。哲学部の教授は、じきに12人となった。

(b) 19世紀の増加は、医学部と哲学部においていちじるしい。神学部でも増加がみられることから、法学部のみが微増という結果となる<sup>56)</sup>。医学部や哲学部では、大量の私講師が登場した。科目の多様化を反映するものである。

	神学部		法学部		医学部		哲学部		全体			合計
	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外	私講	
1830	6	-	7	3	9	5	12	7	34	20	43	97
(中略)												
1876	7	4	11	4	10	14	31	27	59	49	43	158*
(中略) *名誉教授を含む												
1894	8	2	9	3	11	18	37	32	65	55	61	193*
(中略) *同												
1904	8	5	9	5	11	24	39	49	67	82	57	212*

(c) 教授の数は、増加しても、ライプツヒ大学の学生数は多かったから、

れているが、それについては、Fischer/ Wunsch (hrsg.), Der Bologna-Prozess an den Juristischen Fakultäten, 2006. 【体系】354頁、【歴史】513頁参照。アメリカの大学との競争、留学生の奪い合いの観点から、ヨーロッパの大学の課程と形式の統一が必要だからである。高等教育は、経済的観点から、世界的な競争の時代に入っている。【自由と拘束】457頁。

53) マールブルク大学の教授と講座については、【歴史】20頁以下。

54) Eulenburg, S.95. 法学部では、ベルリン、ゲッチンゲン、ハイデルベルクなどの大学の教授数が多い。

55) Ib., S.96.

56) Ib., S.97.

教員1人あたりの学生数も多い。1人あたり学生数は、年代によっても学部によっても異なるが、おおむねドイツ全体(平均)との比較では多かったといえる。もっとも、その数は、現在とは比較にならないほど、小さい。1908年のライプチヒ大学とドイツ全体の比較は、以下のようになる<sup>57)</sup>。以下は、正教授と員外教授の1人あたりの学生数である。

	神学部		法学部		医学部		哲学部		全学部	
	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外	正	員外
1908	39	17	100	60	55	9	63	20	64	18
全体 (Reich)	24	12	66	42	24	6	31	13	34	14

(3) 講義については、いちいち立ち入らないが、演習(Übung)についてだけふれておく。中世の授業は、もっぱら講義であり、とくに印刷術の発展前には、口述したものを筆記することに意味があった。文献が限られていたからである。その後、しだいに主体的に学ぶ方式が増えた。19世紀の特徴は、演習科目がいちじるしく増大したことである。1880年代以降の増加が大きい。1852年から、およそ半世紀の間に、学部の講義数は、2倍となったが、演習は、4倍となった(神学部、法学部、哲学部)<sup>58)</sup>。もっとも、学部により差があり、哲学部全体では、12から28で倍増したが、法学部は、8から12であり微増である。自然科学は、5から47、歴史は、10から83である。授業の形式においても、新しい動きは、哲学の新たな領域から生じたのである。

	講義	演習
1852/53	140	40
1876/77	213	86
1908/09	287	170

57) Ib., S.99.

58) Ib., S.107f. そして、大学の新たな組織である Instituteや Seminarについても、その新設は、自然科学部門を中心に行われ、法学部ではまれであった。Ib., S.109ff., S.111.

## 2 国家試験の概要(現在の特徴)

(1) 大学の制度の中で比較的新しいものにふれておく。現在でも国家試験は、州の試験であるから、内容も構成も州ごとに異なる。第1次国家試験も第2次国家試験も、結果は連邦全体で通用することから、基準についての州間の協議はある。しかし、日本やフランスのような中央集権国家とは異なり、全国統一試験で同日に行うわけではない。第1次、第2次国家試験のいずれも修習生(レフェレンダー)や試補(アセソール)の資格・採用試験であるから、州によって行われる回数も異なる。

司法研修後の第2次国家試験の科目や配点も異なる。以下では、現在の状況について簡単にふれておく。試験の形式は、かなり伝統的なものを承継しているからである。第2次国家試験は、筆記試験と口述試験からなる。筆記試験は、州により、8科目から11科目である。12州で8科目であるが、3州では、7科目である。バイエルン州のみは、11科目である。配点は、7科目の場合には、60%のことが多いが、70%のこともある。8科目の場合には、70%が多いが、60%から66%まで、ばらつきがある。11科目のバイエルンでは、75%になる。

口述試験は、たんなる口述試験の場合もあるが(バイエルン州)、他の州では、まず特定のテーマについてスピーチをさせたうえで、口述試験をする形式が大半である(Aktenvortrag, Prüfungsgespräch)。配点は、バイエルン州の口述試験では、25%である。スピーチを課題とする場合には、問答試験と別に配点を定める。6%+24%(合計30%)とか、16%+24%(合計40%)のようになる。実際は、州による差が多様で、8%+22%(合計30%)、10%+20%(合計30%)、12%+28%(合計40%)、10%+30%(合計40%)などがある。ザクセン州では、8科目の筆記試験で66.66%、口述試験で33.33%(スピーチ6.66%+問答26.66%)。このような端数になるところは、ザクセン州のみである<sup>59)</sup>。

59) もっとも、Mecklenburg-Vorpommern州では、筆記試験 2/3、口述試験 1/3(スピーチ 1/6、問答5/6)であるから、端数の可能性がある。BMJ, Art und Gewichtung der in der Zweiten Juristischen Prüfung zu erbringenden Leistungen, 2020,3,5. 第1次国家試験の科目数や口述試験については、【歴史】504頁参照。



(2) 自由な挑戦 (Freiversuche) は、大学在学期間の短縮化をねらって、20世紀の末に導入された方法である。バイエルンで、1990年に導入されたのが最初である。法曹試験のほか教員試験でも採用されている。通常の状態試験は、不合格になっても、もう一度繰り返すことができるが、早期の受験は、この回数に算入されないとするものである。不合格を心配して受験時期が延びることを防止するものである。この制度を利用して早期受験するのは優秀な者が多く、統計にも現れている。2018年では、これをした受験者は、4,789人で、全受験者の32.7%である。合格者は、3,768人で、合格率は、78.7%、ausreichendを除く上位合格者の割合58.3%である (sehr gut, gut, vollbefriedigend, befriedigend, ausreichendの順である)。全体の成績では、合格者は、9,338人、必修科目の合格者は、1万0559人、合格率は、72.1%であった。

2018年のザクセンの状況は、受験者179人、全受験者の43.4%、合格者は、141人で、78.8%で、上位合格者は49.2%である。合格率は、56.3%から88.2%までであるから、ほぼ平均値であり、上位合格者も、33.3%から81.3%までであるから、やや低いといったところである<sup>60)</sup>。

### 3 国家試験と学位 (19世紀のライプツヒ大学)

(1) 国家試験 (a) 大学での勉強は、国家試験と、必要に応じて学位の取得により終了する。ドイツの大学では、学士による固有の卒業資格はないから、とくに資格を求める場合には、学位を取得することになる。ライプツヒ大学で統計が完全なのは、1887年から21年間である。1887年以降の状況は、後述の表のようになる<sup>61)</sup>。学位がなければ、国家試験のみが大学にいたことを証明

60) BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der Freiversuche bei der staatlichen Pflichtfachprüfung 2018, 2020,3,5. 自由な挑戦による上位合格者の割合については、【歴史】502頁参照。

61) Eulenburg, S.115. なお、20世紀の後半から、とくに海外の留学生を招く必要から、学士の固有の資格が創設された。日本で、課程博士に対し、履修期間に応じて学位を与えるようになったのと同様である。日本では、内容的には、質の低下が生じた。ドイツの国家試験と学士は、別の資格であるから、国家試験の質を低下させること

するものとなる。中世の大学は、皇帝や教皇の特許状により設立されたことから、全ヨーロッパ的な資格（学位、ただしそのタイトルは多様である）を有していた。しかし、近代に入ると、各国や領邦が自分で官吏を養成するために、大学への支配を強めた。教授に対しては人事的把握を、学生の統制には国家試験の導入が行われた。大学がラントの大学としての性格を帯びると（Landesuniversität）、官吏の雇用にも、ラントの大学が有利、もしくは必須となった。たとえば、ザクセンの官吏となるには、ライプツヒヒ大学で学ばなければならなかった（他のラントでも、たとえば、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインでは、キール大学）。大学の地域化である。ドイツ統一によって、狭い地域主義は無意味となったが、国家試験（ラントの試験）は、残ったのである。Staatsprüfung は、今日でも、連邦（Bund、戦前は Reich）の試験ではなく、州（Land）の試験である<sup>62)</sup>。名称とは異なる。

もっとも、すべてのラントが固有の大学を有したわけではなく、また、他のラントの大学を排斥したわけでもないことから、統一前でも、たとえば、ザクセンの国家試験による大学卒業資格は、ハンザ都市やオルデンブルク、チューリンゲン諸邦の一部などでは有効であった。外国でも、ドイツの国家試験の結果を承認するところがある。この点は、現在でも、外国の大学の卒業資格を承認することがあるのと同様である。相互的な承認は、世界的でもある。

しかし、一般的にみれば、ライプツヒヒ大学の卒業生の多くは、ザクセンの官職についた。逆に、ザクセンで官職につこうとする者は、ライプツヒヒで国家試験をうけたのである。学生が、大学を遍歴しても、最終的に故郷の大学へ戻る例が多いのは、こうした事情によっている。もちろん、こうした配慮は官職につこうとする場合だけに必要となるから、医学部などでは不要である（専門能力のみの試験）。国家が宗教を統制した時代に、もっとも管理が強められたのは、聖職者、官吏、教師であるから、神学部、法学部、教員試験には、国家試験の縛りが長く残ったのである。

---

はなかった。

62) Eulenburg, S.116.ドイツの国家試験については、一般的に【歴史】495頁以下参照。

弁護士は、官職ではないが、ザクセンの弁護士の多くも、ライプツヒで試験をうけた。ザクセン内での試験は、定住や開業の要件ではなかったとしても、ドイツの法曹資格は法曹一元的に構成され、国家試験は基本的に裁判官職をモデルとしていたからである。法曹三者をみざす場合には、地の利を考慮に入れることが普通であった。

これに対し、官職とはかかわらない医学、自然科学、薬剤師、農学は、どこで試験をうけるかは、もっぱら受験者の意思によった。単純に最後の勉学地でありたのである。多くのザクセン人が、ザクセン外で学び、試験をうけている。逆に、これらの分野では、非ザクセン人も多数、のちにザクセンに定住するかどうかによらず、ライプツヒ大学で学ぶことになった<sup>63)</sup>。それでも、多くのザクセン人は、国家試験をライプツヒで受け、プロイセン人や南ドイツ人も、自邦で国家試験をうけたのである<sup>64)</sup>。

#### 1887-1908年の国家試験の合格者(カッコ内は不合格者) 合計数

	①	②	③	④	⑤	合計
神学部	188 ( 5)	379 ( 46)	281 ( 19)	258 ( 17)	180 ( 14)	1,286
法学部	109 (23)	676 (146)	728 (140)	943 (161)	811 (201)	3,267
医学部	245 (13)	1,005 (208)	642 (259)	569 (220)	291 ( 82)	2,752
自然科学	154 (11)	366 ( 32)	359 ( 45)	500 ( 57)	614 ( 75)	1,993
歴史学	109 (26)	264 ( 64)	236 ( 63)	370 ( 99)	416 (125)	1,395
合計	805 (78)	2,690 (496)	2,246 (526)	2,640 (563)	2,312 (497)	10,693

(①1887/89年、②1889/94年、③1894/99年、④1890/04年、⑤1904/08年の合計)

(b) 合格者の数は、1890年代に増加している。年平均で、①402人、②538人、③449人、④528人、⑤578人であり、全期間の平均は、508人である。増加のいちじるしいのは、②の医学部である。ただし、その後減少しているから(理由は後述)、その後顕著なのは、法学部の増加であり、総数も最大となった。学部

63) Ib., S.116.

64) Ib., S.117.

による相違は大きく、神学部では、②の増加にもかかわらず、以後減少し、⑤では、②の半分となった。ほぼ継続的に増加した法学部や自然科学とは異なる<sup>65)</sup>。

65) Ib., S.117.

現在の国家試験の結果は、①BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der Ersten Juristischen Prüfung im Jahre 2018, 2020.3.5.(第1次国家試験の合格者)、②BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der staatlichen Pflichtfachprüfung im Jahre 2018 (第1次国家試験のうち必修科目の合格者)、③ BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der universitären Schwerpunktbereichsprüfung im Jahre 2018 (第1次国家試験のうち大学で行われる重点試験の結果)、④ BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der Zweiten Juristischen Staatsprüfung im Jahre 2018 (第2次国家試験の合格者)による。2010年代の第1次国家試験改革の結果、必修科目の国家試験の部分②と、大学で行う重点試験の部分③の総合によることから、複雑化している。合格者の内訳については、立ち入らない。

国家試験は、現在でも、連邦(Bund)ではなく、州(かつてのラント)の試験であるから、統計も州ごとにとられている。ライプチツヒのあるザクセン州の状況は、2018年に、以下のようになっている。比較までに、ボンやケルンのある Nordrhein-Westfalen (NW) 州、Bayern州、都市州である Berlin 州と比較しよう。ザクセン州の占める割合は、決して大きいものではない。④では、16州のうち、10番目にすぎない。

	Sachsen	Bayern	Berlin	Nordrhein-Westfalen
①第1次試験合格者	264	1995	652	1763 人
うち女性	150	1181	381	1036
②必修試験の合格者	277	2001	663	2532
③重点試験の合格者	241	2087	602	1834
④第2次試験合格者	263	1439	700	1893

連邦全体の国家試験の合格者数は、制度改革後に最初の試験のあった2007年には、1万0696人となったが(旧試験との合計)、2008年には減少し、7865人であった。その後、おおむね7000人台で、2013年に、8148人となった。2015年に、9353人、2016年に9338人と、9000人台となっている。Vgl. BMJ, Zeitreihe über die Zahl der im Bundesgebiet erfolgreichen Kandidaten, 2018,3,5. 合格者数の推移は、【歴史】496頁参照。

国家試験の合格者は、⑤の時期に減少しているが、合格したレフェレンダーの数は、継続的に増加している。①では46人であったが、200人にまで増加した。とりわけ増加したのは、法学である。ザクセン人の増加により、合格者も激増した。レフェレンダーの増加により、裁判官と検察官のための待機期間(Wartezeit)が増加し、官職ではない弁護士との競争も激化した。マスプロ教育と待機期間の増加は、今日だけの問題ではなく、すでに、第一次世界大戦前から始まっているのである。ザクセンの法律職は、すでに過剰であった。現在の法曹の過剰問題を先取りしている。

医学部の状況は、これと異なる。ライプツヒの医師の合格数には、かなりの変遷がある。②の時期に、合格者は激増した。1890年代の始めに、年に218人の合格者がでた。しかし、⑤の時期には、50人にまで減少した。歯科医の開業は、20件以下となった。開業許可も、学部の減少にあわせて減じられた。②で11%であったものが、7%となった。1890年代の医師の過剰によって、医学の勉強は魅力を失った<sup>66)</sup>。

しかし、医師の合格者数が減少したのには、もっと政治的な理由がある。今日と似たような現象がみられる。ザクセンでは、「医師の経済連盟」(Wirtschaftsverband der Ärzte)が結成され、需要と供給の最適な関係について警告を発した。この結果が、医学教育の減少となったのである。ライプツヒでは、医師国家試験の縮小を主張した。しかし、その後、1909年ごろには、小都市や非都市部で医師の欠乏がみられるようになった。需要と供給の関係は、法学部でも参考に値するとともに、その判断の困難さをも示すものである。他の学部については、省略する<sup>67)</sup>。

---

66) Eulenburg, S.118. また、現在の第1次国家試験に合格して研修中のレフェレンダーは、2019年に1万5794人であり(女性は、9117人で57.7%)、BMJ, Übersicht über die Zahl der Referendare im Vorbereitungsdienst, 2020.3.5.合格して新たに採用された数は、7443人である。BMJ, Übersicht über die Zahl der eingestellten Referendare, 2020.3.5. 近時の問題は、合格後に、ただちに司法研修に入る場所が不足することである。(後注79)。

67) 各学部の詳細については、Ib., S.119.

なお、国家試験の不合格者の問題もあり、法学部では、①の時期に、受験者の5分の1が合格しなかった。その数は、しだいに増加している。⑤では、200人にもなる(4分の1)。医学部でも、不合格者の割合は高く、22%にもなる(⑤)。28%になったこともある(④)。不合格者の数が大きくても、質的な選択(qualitative Auslese)のためには必要なことと考えられている<sup>68)</sup>。

(2) 学位 (a) 学位の取得は、国家試験とは異なり、その取得は、学生の自由意思によっている。公職につくためでも、自由業につく資格のためでもない。社会的な期待やみずからの希望によるにすぎない。国家試験の合格者が過剰となってからは、学位による差別化をする必要が大きいのであろう。ドイツの学位の取得はあまり難しくはないことから、現在でも、法曹以外に、政治家や企業人でもこれを取得する例は多い。2000年代以降も、かなりの政治家が、学位論文の剽窃の疑いから辞任に追い込まれている。それだけ博士(Dr.)の称号を有する政治家が多いのである。

国家試験と学位の数の間には、志望者が異なるにもかかわらず、かなりパラレルな関係がある。学部によって学位の数が異なっても、おおむね国家試験の合格者の数と比例している。やさしいとか乱発というわけではなく、乱発があるとすれば、それは学部というよりも、大学ごとの政策の相違によっている。国家試験の合格者と学位の総数は、以下のようなになる(全学部の年平均数)。全体数は、それほど増加していない。また、国家試験の合格者数よりも、学位の数のほうが、しばしば小さかったことが注目される(逆転している年もある)。

---

68) Eulenburg, S.121. 不合格にすれば、不適格者は排除できるが、その割合があまりに大きいと、養成課程のむだにつながる。課程そのものの適否や存在意義も疑われる。しかし、これを重視しすぎて落とせないのが、従来の日本の大学教育までの特徴であった。この場合には、トコロテン式の卒業となり、卒業生の質を保証できないとの別の問題が生じる。法学部の卒業が容易なことと司法試験の合格者数が少ないこととの間に、大きなギャップが生じる。

	1888/89	1889/94	1894/99	1899/04	1904/08
国家試験	402	538	449	528	578
学位	442	546	444	512	585

学位については、学部による相違が大きいのので、以下の詳細を参照されたい。神学部では、学位取得者は少ない。これに対し、法学部では、しだいに増加している。⑤1904/08年の時期には、激増である。年平均値で、66から272にまで増加している(法学部)。印刷された博士論文がしだいに必要となったことから、ライプツヒ大学の印刷論文は、1887/88年には、65だったのが、10年後には、100を超え、1908年には、353にもなった。ただし、その中の相当数の者は、ライプツヒ大学で長く学んだのではなく、学位をとっただけである。国家試験の受験を他の大学の所在地でしたという場合もある<sup>69)</sup>。

1908年までの4年間の1044の法学の学位取得者のうち、ライプツヒで学んでいないドイツ人は、476人であり、46%になる。そこで、学位取得者と実際の勉学者の総数の関係を算定することはできない。同時期に、ライプツヒのレフェレンダーのうち、ほぼ半分が学位をも取得している<sup>70)</sup>。著名な法律家の経歴でも、第1次、第2次国家試験の間に、学位を取得することが多い。

#### 1887-1908年の学位の数

	(実数)						(年間の平均)					
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	③	④	⑤	全期
神学部	1	7	31	22	14	75	-	1	6	4	3	4
法学部	133	539	536	903	1,089	3,200	66	108	107	181	272	152
医学部	469	1,429	1,003	854	571	4,326	234	286	201	171	143	206
哲学部	283	755	649	779	669	3,135	142	151	139	156	167	149
	886	2,730	2,219	2,558	2,343	10,736	442	546	444	512	585	511

(①1887/89年 ②1889/94年 ③1894/99年 ④1899/04年 ⑤1904/08年)

69) Ib., S.121f. 学位については、マールブルク大学の学位について、19世紀の変遷を検討したことがある。【歴史】111頁。それは、10年ごとの変遷なので、時代による変化は、よりみやすい。

70) Ib., S.122.

神学部の学位授与数は、ごく少ない。1887-1908年の合計でも、75件にすぎず、大学の年間授与数も、平均4件にとどまる。かつての日本の論文博士を彷彿させる。実数で多いのは、医学部であり、合計4326件、年平均では、206件である。法学部と哲学部はこれに次ぎ、実数で3200件と3135件である。年平均では、いずれも150件前後となる。もっとも、哲学部は、当初から平均142件だったから、全期を通じて149件であるが、法学部は、66件から272件であるから、後期の増加がいちじるしいことになる。4倍になる<sup>71)</sup>。

(b) プロイセンの大学との比較では、プロイセンの全大学でも、ライプチッヒ大学のはほぼ2倍の博士数にすぎない。1万9836に対し、ライプチッヒ大学の1万0736である。プロイセンの10大学の1つずつは、これほどの規模にはならない。ベルリン大学は、同じ期間に、4800であり、ライプチッヒ大学の半分ほどである。つぎは、ハレ大学で2270、ゲッチンゲン大学は2250、グライフスヴァルト大学は2177、キール大学は2000であった。学位の数は、大学の規模と一致するわけではない。最後の2大学は、小規模大学で、不釣り合いに多くの博士を生産していることになる。大学の選択にあたっては、学位取得の有利さも考慮に入れられた。費用や論文に要求される印刷の要否、入学許可、名声、Rigorosumといわれる口述試験の容易さなどである。そして、プロイセンの大学の選択にあたって行われた考慮は、ライプチッヒ大学が、学位において好まれた理由とも共通している<sup>72)</sup>。

学部ごとの相違も大きい。以下のようになる。ライプチッヒ大学の法学部は、とりわけ学位数が多く、プロイセン全体よりも、倍にはならないが、3分の2は超えている。ベルリン大学は、ライプチッヒ大学の20分の1にすぎない(169)。神学部は、同程度であるが、医学部でも、ライプチッヒ大学の数は多い。ベルリン大学は、2537で、3分の2にすぎない。他のプロイセンの大学は、

71) Ib., S.122

72) Ib., S.124. 中世の大学には、国家試験はなかったから、学位のほか大学の修了を証明するものはなく、学位売買などの危険もあった。領邦国家の財政不足を補うことになったし、学位の授与式は、学位取得者の負担で行われ、大学や領邦君主の権威を高めることにもなったからである。



ずっと少ない。哲学部でも、ベルリン大学は、ライプツヒ大学よりも少ない。法学の学位は、1908年と前年に、ライプツヒ大学のみで、プロイセンの全大学と同数を数えた。医学部でも、同様である。プロイセンの大学で学位数の増加がいちじるしいのは、哲学部である。1899年から1905年の間に、2倍となった。ライプツヒ大学では、同数だったのである。プロイセンで最大のベルリン大学の哲学部の学位数は、ライプツヒ大学のそれとほぼ同数となった<sup>73)</sup>。

	プロイセン (1885-1906)	ライプツヒ (1887-1908)
神学部	162	75
法学部	1,884	3,200
医学部	9,748	4,326
哲学部	7,942	3,135
	19,836	10,736

ライプツヒ大学で学位を取得することは、誕生地、年齢、勉学期間などにもよる。大きな原因となるのは、人的関係である。大学の人名録には、教授に関する備考があり、統計もある。1908年までの4年に、ライプツヒ大学は、2287の学位を出したが、これは、バイエルンの3大学の合計2132に匹敵する。大規模大学であるミュンヘン大学でも、1000にすぎない。

もっとも、この期間にライプツヒ大学で学位をえた者の半分は、プロイセン生まれであった。ライプツヒ大学で学位数が多いことは、ザクセン人を優遇していることを意味しない。法学の507人(48%)、医学の357人(63%)、自然科学の118人(37%)、歴史の56人(16%)が、プロイセンの出身者であった。法学で半分、医学では、3分の2にもなる<sup>74)</sup>。

(c) 学位の取得年齢に関しては、まず、どの時期に学位を取得したとみるかが問題である。学位の取得時期としては、口述試験に合格した時点、学位論文の完成した時点などが考えられる。基本的には、前者による。学位論文の印刷

73) Ib., S.125.

74) Ib., S.126f.

と納付が終ると、資格を名乗ることが許される。そこで、口述試験と論文の納付の間には、時間的な差が生まれる。そして、法学部と医学部では、博士論文は、口述試験の後に提出されるが、哲学部では、あらかじめ作成しなければならない。しかし、印刷は、1年内に行われなければならない。論文の納付ではなく、口述試験によることが実質的な審査の目的に適している。論文のない学位はあるが、口述試験のない学位はありえないからである。この基準時で、ライプツヒ大学の1909年までの4年間の学位を、取得年齢で区分したものが以下の表である<sup>75)</sup>。

法学部の学位は、比較的若年で取得される。平均24歳で、最大値となるのも、25歳までである(655人)。これに対し、医学部は、平均26.7歳で、最大値となるのは、30歳までである(291人)。自然科学は、法学部よりも高く、平均27.8歳である(152人)。

全学部の平均値は、25.6歳である。大学の入学年齢を19.6歳とすると、6年を必要とすることになる。学位取得者のほぼ半分は、口述試験時に、22歳から25歳となる。23歳から24歳の者がもっとも多く、3分の1となる。25歳から30歳の間に、3分の1の者がおり、8%の者は、それより年長である。その中には、40歳以上の者も若干いる。

	22歳まで	25歳まで	30歳まで	30歳以上	平均
法学部	% 22.1	62.7	13.5	1.7	24 歳
医学部	0.5	39.2	52.2	8.1	26.7
自然科学	2.2	30.4	49.7	17.6	27.8
歴史	5.3	43.6	35.9	15.2	25.1
	11.4	49.4	31.4	7.8	25.6 (小数点は月)

実数では、法学部の合計は、1045人、医学部558人、自然科学306人、歴史337人であり、学部間の差が大きい<sup>76)</sup>。

75) Ib., S.128.

76) Ib., S.128ff.

(3) 勉学期間と待機期間 (a) 勉学期間は、現在では、法学部で10学期ほどになるが、19世紀の末は、かなり異なる。この点も、学部ごとの相違が大きいので、表からみよう。

	6	7	8	9	10	11-12	13-15	16-20 学期
神学部	-	1	5	3	4	-	-	-
法学部	444	277	184	64	40	9	6	-
医学部	-	9	7	188	188	104	51	16
自然科学	39	30	33	40	57	57	46	12
歴史	75	52	53	50	39	42	21	6
	588	369	282	345	328	212	124	34

法学部はもっとも若く、6 学期の者の比率が高い(42%)。4 分の1 の者は、7 学期で、8 学期までに多くの者が勉学を終えることから、現在よりもかなり短期間である。医学部は、9 から10学期の者に重点がある(35%)。11学期以上の者もかなりいる。医学部の勉学の素材は、19世紀末から多かったのである。自然科学では、10から15学期の者が多いが、6 から 9 学期の者も多い。歴史では、6 から 8 学期の者が多い<sup>77)</sup>。

77) Eulenburg, S.132.

現在の法学部の学生の在籍期間については、① BMJ, Übersicht über die Dauer des Studiums 2018 (Erste Juristische Prüfung)、② BMJ, Übersicht über die Dauer des Studiums (Staatliche Pflichtfachprüfung 2018)、2020.3.5がある。①は、第1次国家試験合格までの学期数、②は、必修試験の合格までの学期数である。最終試験は、必修試験と重点試験の合計によるから、当然①は、②よりも長くなる。2018年の結果でも、①11.6学期(中央値は、11.0)、②9.9学期(中央値は、10.0)である。州による差異をみると、以下ようになる。ザクセンは、いずれの値も、平均よりやや短い。

	Sachsen	Bayern	Berlin	Nordrhein-Westfalen	Saarland	Mecklenburg-Vorpommern
①	10.9	11.8	10.7	12.0	13.6	10.0
②	9.3	10.2	9.6	8.8	11.3	10.0

(b) この固有の大学の勉学期間に対し、待機期間 (Vorbereitungs- u. Karenzzeit) が付加される。大学の勉学期間が長期化する原因となっている。これについても、学部による相違が大きい (学期)。

	中間時間を付加	実質的な在学期間	差
神学部	21.0	9.14	-
法学部	8.64	7.07	1.57
医学部	12.49	10.50	2.01
自然科学	14.57	10.10	4.47
歴史	12.15	8.73	3.42
	11.00	8.57	2.43

勉学期間と試験時期の期間の差がもっとも大きいのは、神学部である。神学部では、卒業してから後年、特定の理由が生じてからようやく学位を取得できるのである。かつての日本の論文博士がこれと似ており、年功を経ることが必要だったのである。しかも、取得事由はまれであるから、あまり有為な理由を出すことはできない<sup>78)</sup>。自然科学でも差が大きく、4.47になる。歴史も3.42で長い。法学部は、1.57で、比較的短い。今日の国家試験と研修期間の間はかなり長い待機期間があるのに比して短い<sup>79)</sup>。在学期間の末に論文を提出すれば、た

78) 中世の大学の学位も、同じ方式であり、大学に在籍したからといって、学位を取得できるわけではない。論文により、またその作成期間も時期も、人によって異なる。時間の経過 (2年とか3年) で学位を出す課程博士は、アメリカの産物である。初頭教育までの方式が高等教育でも採られたのである。初等・中等・高等教育の構造が完成し、年齢に結びつけられるようになったからである。【大学】109頁参照。

79) *Ib.*, S.132. 待機期間は、現在の司法研修でも問題となる。第一次国家試験に合格しても、合格者の数が多いと、レフェレンダーとして研修する場所が不足する。州によって差があるが、かなりの期間の待機をよぎなくされる例がある。【大学】203頁。

また、時間的ギャップによる待機もある。日本の大学受験では、高校の1、2月に試験をうければ、3月に卒業し、4月に、大学に入学するので、時間的な乖離は生じない。しかし、ロースクールでは、4月に卒業して、6月に司法試験をうけ、10月に合格しても、司法修習に入るのは、12月までずれ込む。そして、前年の6月に受験す

だちに審査され、授与も早かったのである。

#### IV 19世紀の大学の収入と支出

##### 1 大学の収入

(1) 大学は、教会や修道院と同様に、中世には数少ない永続的な営造物であり、企業体でもあった。ただし、(カトリック)教会は、全ヨーロッパ的な組織と性格をもち、その私有は、シモニア(聖職売買)として禁じられた。教区の収入を把握することは司教の重要な任務であったから、収支の報告が義務づけられたが、大学には、それを設立した君主の大権を制限する法理はなかった。君主自体が学長を兼ねる場合も多い。そこで、大学の予算について情報を開示する必要はなく、詳細は、今日でも明確ではない。せいぜい出資を求められる君主に対する個別の報告義務にすぎない。予算と決算が明確になるのは、大学が公共財として認知されることを要し、一般的には19世紀の到来が必要である。しだいに増えた株式会社のように、多数のステークホルダーを有する組織の情報開示の制度も影響しているであろう。大学の自治は、これらを反映したものであり、19世紀的な産物なのである。たんなる中世の産物やその継続というわけではない。

ライプツヒ大学の収入は、1856年に、361,818 マルク、1906年に、3,050,433 マルクである。50年の間に、8.43倍となった。収入項目の変化のうち最大のもの、国庫からの補助金が増大したことである。1906年には、66%に達する。1856年には、39.1%であった。

---

れば、時間的な差は生じないが(4月入所の場合)、そのためには、ロースクールの勉強期間(既修者で2年)の6割程度の時期で受験を強いられることになる。【歴史】537頁注21参照。

アメリカのロースクールでは、1年目の成績と、2年目の夏のインターン活動が就職活動で重要である。3年目の弁護士試験の時にはすでに就職先は決まっているから、早い段階で進路が決まるという意味では、類似している。

興味深いのは、収入の細目である。自己財産の多くは、不動産収入である（1856年に128,405 マルク、1906年に354,057 マルク）。そのほかに、大学の所有林からの収入と動産からの収入がある（後者は、14,595マルクから、4,245 マルクに減少している）。

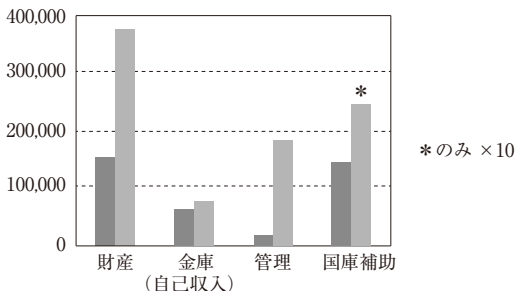
国庫以外の金庫は、所有する財団や金庫からの収入である。

管理的・行政的収入は、入学手数料、聴講料、講義室の利用料などで、1856年に5,404 マルクである（1906年に、107,914 マルク）。ほかに、証明書や学生証の発行料、罰金、裁判手数料などがある（1856年で1,865 マルク）。講義便覧や人名録の代金、試験手数料、国家試験からの収入などもある（1856年で12,916マルク）。

自己財産、金庫、管理からの収入である自己収入全体では、1856年で220,372マルク（1906年で 625,526マルク）である。おもに授業料であろう。1856年で141,447 マルク（1906年で 2,424,907マルク）である。1856年と1906年の比較で、17.1倍となった<sup>80)</sup>。これに、国庫補助が加わる。

これらの概括的な数字をみるだけでは、ライプツヒヒ大学の財政の特徴は明らかとはならない。以下では、プロイセンの大学との比較を参考に、収入の細目について検討しよう。

#### 収入の明細（1856/57 と1906/07） マルク



グラフは、自己の財産から、国庫以外の金庫から、管理的・行政的収入から、

80) Eulenburg, S.141ff. (Die Finanzen)

国庫補助からの順で、前3者が自己収入である。

(2) 国庫補助 (Staatszuschuß)

プロイセンは、1906/07年に、領内10の大学に、流動支出として総額ほぼ16,250,000マルクを支出した。各大学で平均すると、160万マルクであるから、ライプツヒ大学の305万マルクの半分にすぎない。学生あたりの費用は、736マルクである。この額は、ライプツヒ大学よりも高い。その理由は、プロイセンには学生数の少ない小規模大学があるからである。マスプロ教育のできない小規模校や学部は、高くつくのである。また、プロイセンでは、費用の増加は、19世紀の末には、学生数の増加ほどではない。これに対し、ライプツヒ大学では、その逆の傾向がある。学生数の減少によるものであろう。

プロイセンにおける(1人あたり)国庫補助は、19世紀後半を平均すると、ライプツヒ大学よりも少なく、545マルクにすぎない。ライプツヒ大学では、570マルクになる。プロイセンの支出の方が低く、ザクセンの大学と逆転している<sup>81)</sup>。

ただし、総額の点では、ライプツヒ大学と等しく大規模大学であるベルリン大学と比較すると、以下のようになっている。差は、しだいに拡大している。

	Berlin	Leipzig	比較
1906/07	4.02 Mill.	3.05 Mill.	100 : 132
(中略)			
1872/73	0.82 Mill.	0.72 Mill.	100 : 114

この差は、おもに学生数によるものであり、ベルリン大学の学生数の増加は大きい。ライプツヒ大学の1人当たり額では、当初700マルクを超え、ベルリンでは、580マルクであった。ただし、ベルリン以外の大学は、より少額で

81) Ib., S.145. (Die Einnahmen) 1868年のプロイセンの各大学の支出を比較したものが、【歴史】243頁である。本文のライプツヒ大学のものより、約50年遡る。学生1人あたりの費用についても、同244頁参照。小規模大学は、大規模大学に比して、1人あたり費用が高くなる。19世紀末以降、学生数が増加したことから、マスプロ教育が増加した。もっとも、マスプロ教育に適さない科目もある。

あり、プレスラウ大学とハレ大学では、総額は、180万マルクであった。その他は、より少ない。ライプツヒ大学の国庫からの支出は、ドイツの大学で最高のレベルであったといえる<sup>82)</sup>。

(3) 自己財産からの収入(Korporationsvermögen)は、大学の有する財産からの収入、独自の金庫からの収入、管理的・行政的収入である。

(a) 古い大学は、多くの自己財産をもつことが多い。たとえば、その不動産や建物を賃貸することによる賃料である。ライプツヒ大学では、この額は、19世紀の後半では、半世紀の間に2倍以上になり、35万マルクにも達した。これに動産の利用料と利息が加わる。ただし、これらは、他の項目との比較では、19世紀にはあまり増加しないか、むしろ減少した項目である。全体として、自己財産からの収入は、1856年から半世紀でも、2.54倍にしか増加しなかった。

こうした自己財産からの収入は、新設のベルリン大学やミュンスター大学には少ない。また、ゲッチンゲン大学やハレ大学は、18世紀の創設なわりに少ない。プロイセンは、19世紀にベルリン大学を創設するまで、教育にはあまり熱心ではなかったから、全体として少なく、古い大学であるグライフスヴァルト大学のみが例外的に多額の財産を有する<sup>83)</sup>。

ライプツヒ大学の自己財産からの収入は、37万マルクであるが、プロイセンの大学でこの規模の財産を有するところは少ない。

Greifswald	333,960	Königsberg	11,274 マルク
Marburg	46,760	Berlin	4,030
Breslau	30,506	Halle	3,339
Bonn	14,095	Göttingen	2,438
Kiel	13,784	Münster	605

ライプツヒ大学は、ドイツでもっとも裕福な大学といえる。上の表のよう

82) Eulenburg, S.146. プロイセンの大学の総費用、学生1人あたり費用の比較については、【歴史】243頁、244頁。大規模大学で総費用の多いのは当然であり、他方、小規模大学では、1人あたり費用が多くなる。

83) Ib., S.146.



に、グライフスヴァルト大学のみが、これに近く33万マルクで、その他の大学は、合計しても12万7000マルクほどにしかない。表に入っていない南ドイツの大学も、同様に低いからである。

もっとも、他の大学には、代わりに大学基金 (Stiftungsfond) のあることがある。しかし、その額も、ゲッチンゲン大学以外では、ほとんど意義はない。ライプチヒ大学ほどの収入をあげるには、180 万マルク規模のものが必要となる<sup>84)</sup>。

(b) こうした基金や国庫によらない金庫からの収入が、自己財産からの収入の2番目である。ライプチヒ大学は、もともと所有地に対しラントの封主としての地位を有しており、これが消滅した後、代償として封主基金 (landesherrliche Stiftung) を取得した。文化省の管理であるが、建築の目的に使用され、大学に収入をもたらした。その他、種々の金庫や基金をも有する。増加率は、わずかであるが、1906年には、7万3,000マルク程度となった。この額も、プロイセンの大学よりも大きい。これに匹敵するのは、ゲッチンゲン大学のみである。ハレ大学とマールブルク大学にも、かなりのものがあるが、その他の大学では、とるに足りない<sup>85)</sup>。

---

84) *Ib.*, S.147. 大学が多額のファンドを有することで著名なのは、アメリカである。著名な私立大学のいくつかは、寄付によって設立された。シカゴ大学は、ロックフェラーの寄付によって、ジョンズ・ホプキンス大学は、ジョンズ・ホプキンスの寄付によって、ブラウン大学は、ブラウンの寄付によっている。なお、ハーバード大学、イエール大学、プリンストン大学などプロテスタント宗派に由来する大学もあるが、設立後の寄付による大規模な基金を有している。コーネル大学は、土地のみ政府から付与される私立大学 (land-grant university) であり、私立大学の設立形態は多様である。ただし、寄付の継続は、寄付者の公益的支出が税制上の優遇措置をうけることによっており、いずれの大学も、巨額の基金を有するのが通常である。

85) *Ib.*, S.147. ただし、こうした基金や金庫は、直後の第一次世界大戦後のハイパーインフレによって価値を失った。価値を失わなかったのは、自己財産を構成する不動産のみである。前注35) のフランクフルト大学は、ドイツでは例外的な基金型大学 (Stiftungsuniversität, 1500万マルク) であった。基金型大学は、2000年以降、増加している。公法上の基金が付加される場合もある。私法上の基金による大学もある。

(c) 自己財産からの第3の収入は、管理的・行政的収入である(Verwaltungseinnahme)。これは、登録料、聴講料などの授業料と講義室や研究室の使用料である。学生数の増大した1906年段階では、10万マルクを超えるが、他方では、多額の出費を伴う。また、証明書の発行手数料や期間の延長の費用、過料や大学裁判所の収入があり、これらは、2万5000マルクになる。講義要綱や人名録の販売収入もある。さらに、神学、医学、薬学、農業化学、教職などの試験料があり、これらは、4万3000マルクとなる。これら管理的収入は、半世紀の間に、14倍になった。かつて1万3000マルク程度だったものが、17万8000マルクにもなったのである。

こうして、自己収入は、半世紀の間に、22万マルクから62万6000マルクに増加したが、支出の増加には、はるかにおよばない。支出に対する収入の割合は、1856年の5分の3から、1906年に5分の1となったのである<sup>86)</sup>。この差額を埋めるのは、国庫補助であり、その推移は、以下のようになっている(1856年を100とした場合の推移)。実数で、14万マルクから、1888年に100万マルク、1907年には、250万マルクである(総収入のうち82%)。

	自己収入	国庫補助
1856	100	100
1876	161	466
1888	183	731
1907	284	1,724

(d) 国庫補助の増大は、プロイセンの大学でも共通している。こちらは実数である(合計値である)<sup>87)</sup>。もっとも、ザクセンとの比較では、プロイセンの大学の自己収入は、総収入の4分の1を占め、ザクセンの5分の1よりも多い。それでも、総収入に占める国庫補助の割合は、継続的に増加している。

---

Bucerius Law School, Hamburg (2000年)は、ドイツでは、最初の法学の私立大学である。【歴史】519頁参照。

86) Ib., S.148.

87) Ib., S.149.

	自己収入	国庫補助	%
1868	1,368 (百万マルク)	2,519	65
1888	2,728	6,777	71
1907	4,417	12,230	74

自己収入の比較的多いライプツヒ大学で、国庫補助の割合が高いことから、同大学は、収入全体で比較しても、豊かな大学であったといえる。19世紀におけるライプツヒ大学の名声は、こうした厚い財政的基礎の上に立っていたのである<sup>88)</sup>。

## 2 大学の支出

(1) 1856年の支出総額は、361,818 マルクであるが、1906年には、3,050,433 マルクに達する。8.43倍にもなる。学生数が増加し、また教育支出も増加したからである。古い時代には、主としてかかったのは、教授の件費であり、その比率は、支出の 52.4 %にも達した。これに対し、世紀末には、通常教育費が最大の支出項目となった。建物への支出も多い。金のかかる自然科学系の講座が増大し、古い時代のようにわずかな図書費のみでは足りなくなったのである。

支出の細目は、人的支出と、教育と建物、管理支出に3分される。

第1に、人的支出は、教授の給与、その他の管理業務にたずさわる官吏の給与と寡婦・遺児金庫への支出である。給与費は、古い時代には、支出の大半を占めていた。

第2に、教育と建物への支出には、助手や管理的でない被用者の給与が含まれる。1856年に、11,250マルクであったものが、1906年には、473,131 マルクに増大している。それに関連する手当、試験のための支出もある。暖房、照明、清掃費は、1856年に、わずか484 マルクであったものが、1906年には、48,832 マルクに増大している。ほかに、公的負担、租税、火災金庫(保険)の費用、

88) Ib., S.149.

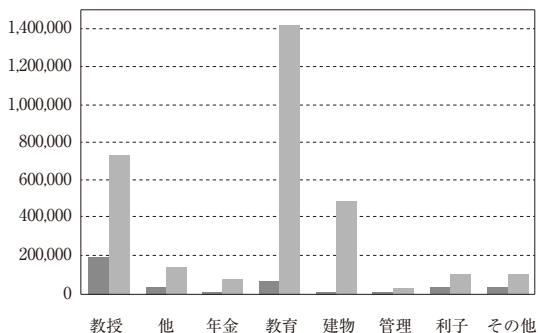
水道料などもある。

第3に、管理的支出がある。大学の理事会、評議会への支出、大学裁判所への支出、大学債の利息などがある。利息は、1856年には31,218マルクが、1906年には、100,000マルクにもなっている。講義目的でない建物や土地への支出はここに入る。1856年にはなく、1906年にみられる項目としては、学生の疾病金庫や学生の施設への補助がある。特別なものとしては、1906年には、1909年に行われる500年祭のための基金6,000マルクが積み立てられている<sup>89)</sup>。

大学の貸借対照表では、収入と主要な部分の支出の比較から、差額を国庫補助額としている。もっとも、現代的な予算のシステムがあったのか、不足分をただちに国庫が補助していたのかは、不明である。

	1856年	1906年
収入	220,371	625,526 マルク
支出	361,818	3,050,433
国庫補助	141,447	2,424,907

#### 支出の明細 (1856/57 と1906/07) マルク



89) Eulenburg, S.151ff.(Die Ausgaben)

なお、同書の「支出の明細」のうち、その他の支出 (Sonstige Ausgaben) の数字に誤りがあり (同150 頁)、その誤りを215 頁の数字にあわせて合計し訂正した (125,719 →102,718)。

(2) 以下は支出の細目である。

(a) (i) 支出の第1項目は、教授の人件費である。中世の大学では、経費の大半を占めていた。当初の大学は人間的な団体だったのである。1856年にも、人件費はかなりの割合を占めていたが、1906年には、その割合はいちじるしく減少した。中世の大学では、テキストも場合によっては講義室も教授の自弁であった。中世の大学は、教授の数も少なく、その個人企業の連合体のようなものであった。今日では、人は組織の歯車の1つにすぎない。大学は、人的組織から物的な組織に転換したのであり、19世紀の後半は、その転換点である（これに対し、教会は中世からはるかに物的な組織であった）。また、人件費は、管理職員に対してもあり、さらに、年金や基金への支出もこれに属する。教授や講師に対する人件費には、住居費や在学や卒業証明の手数料なども付加される。ただし、その額は小さく5%程度である。これらは、しだいに大学の直接行う事務費となった。教授の家族や個人秘書の行う管理業務も、大学の業務に移された。

人件費は、1856年には、19万マルク、1886年には、44万9000マルク、1906年には、72万2000マルクとなった。半世紀で、4倍弱となったのである。他の支出項目の増大ほどではない。半世紀前には、支出の52%であったのが、1880年には、44%、1906年には、24%となった。プロイセンの大学では、1868年に、46%、1907年に、31%である<sup>90)</sup>。

実額では、1907年に、ベルリン大学の給与総額は、86万9000マルクで、ライプチヒ大学では、72万2000マルクであった。学部による教授の給与の総額の相違は、以下のようになる。

	1856/57	1906/07	増加率 (%)
神学部	29,631	94,510	219
法学部	43,480	86,226	98
医学部	46,830	136,570	192
哲学部	69,693	404,636	481
	189,634	721,942	287

90) Eulenburg, S.151.

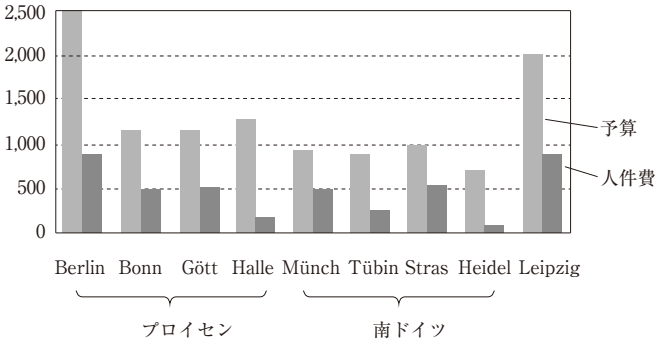
この半世紀の間に、法学部の教授の給与総額は2 倍にならないのに、医学部や神学部では、3 倍となった。哲学部は、ほぼ5 倍である。個人ごとの価額に大差があるわけではないから、人件費の増加は、人員の増加を意味している<sup>91)</sup>。自然科学を含む哲学部（自然哲学）の人員の伸びがいちじるしかったのである。

(ii) 管理職員の給与の増加は、学生数の増加と事務作業の増加によるものである。そこで、分野による差がある。大学裁判官や理事会、会計課、寄宿舎に関する職員はあまり変化していないが、大学全体にかかわる経理課、図書館

91) Ib., S.152.

Friedberg, (前注3))S.88 には、1891/92 年のドイツの大学の予算と人件費（教授と職員）の一覧がある。本稿では、あまり対象とならなかった南ドイツの大学も対象となっている。最大なのは、ベルリン大学で、2,476,786 と890,000 マルク、ライプツヒ大学は、1,987,486 と878,349 マルクである。プロイセン以外では、ミュンヘン大学で、913,589 と493,391 マルク、チュービンゲン大学で、881,386 と252,043 マルク、ハイデルベルク大学で、699,010 と70,820マルク、シュトラスブルク大学で、995,000 と526,000 マルクである。ライプツヒ大学の人件費率は、かなり高い。ミュンヘン大学やシュトラスブルク大学は、もっと高い。

大学予算と人件費の比較（1891/92）単位は1000マルク



プロイセン地域の大学と南ドイツの大学との比較である。Strassburgは、統一後の大学であるから、プロイセンの大学型といえる。人件費割合が低い点では、Halle とHeidelberg が似ている。

やインスティテュートに関する職員の増加が著しい<sup>92)</sup>。とくに、図書館やインスティテュートの管理事務が増大したからである。本の出版だけでなく、雑誌も増加した。法律関係の雑誌の多くも、19世紀半ば以降に起原をもつものが多い。

	裁判所と理事会	経理課	会計課	寄宿舍	図書館	Institut	合計
1908	11 人	31	2	7	28	145	224
1898	10	23	2	7	22	112	176
1888	9	14	2	8	15	99	147
1876	10	10	2	10	12	46	90

(iii) 年金補助は、寡婦金庫や遺児金庫 (Witwen- u. Waisenkasse)、年金金庫 (Pensionskasse) への支出である。この額は、半世紀の間に、9600マルクから7万2000マルクに増加した。7倍の増加であるが、他の項目に比較すると、控えめな方である<sup>93)</sup>。全体として、給与や年金の割合は、19世紀の後半、減少している。

1856	62.4%	1888	43.0%	1907	30.1%
------	-------	------	-------	------	-------

(b) 支出の第2項目は、研究室やインスティテュート、建物への出費である。この項目は、教育手段に対する直接の出費とそれに関連する建物関連の出費に分けられる。前者は、管理的、業務的な支出と教材であり、より重要である。後者は、大学区域の建物に関連する。管理的、業務的な支出は、それだけで80万マルクに達する。具体的には、機器、機材、用具の入手、教材、視覚教材、

92) Ib., S.153.

93) Ib., S.154. 寡婦金庫は、マールブルク大学においても一部の予算関係の書類に登場している。その詳細は必ずしも明確ではないが、寿命の短い時代にそれなりの機能を果たしていたと思われる。早世する教授も多かったからである。たとえば、サヴィニーの師であるヴァイス (Weiss, 1766-1808) である (42歳)。【歴史】82頁。サヴィニーの両親も早世し、ギールケ (Otto Friedrich von Gierke, 1841.1.11-1921.10.10) の両親 (父は高裁裁判官) も、コレラで早世した。衛生状態が改善されたのは、戦後であり、19世紀といっても、寿命はあまり延びなかったのである。

図書館の設備などである。これらは、1856年には、5万5000マルクにすぎなかった<sup>94)</sup>。

助手や被用者の給与は、ここに包含される。1906年の段階では、47万3000マルクになる。1856年には、1万1000マルクであり、半世紀の間に、激増した分野である。臨時雇いの被用者、技師、小者なども増加した。こうして第2項目の支出は、かつての6万7000マルクに対し、ほぼ150万マルクに達するのである(1888年には、56万6000マルク)<sup>95)</sup>。

学部ごとの比較は、以下のようになる。

	1856/57年	1906/07年	比率 (%)
神学部	156 (M)	34,967 (M)	2.5
法学部	-	5,115	0.4
医学部	20,918	733,144	51.8
哲学部	46,058	641,392	45.3

自然系の講座をもつ哲学部と医学部が大きな割合を占めるのは、他の大学と共通するが、ライプツヒ大学では、神学部の比率がやや大きい。多くの大学では最小であるが、ライプツヒ大学では、法学部が最小である。神学部を中心として設立・発展した歴史の影響であろう。

建物関係への支出も、1856年には、2400マルクであったものが、1906年には、48万4000マルクとなっている(1876年には、1万8000マルク)。建物の補修費のほか、照明や更新、清掃、消耗や調達費用である。44万3000マルクにもなる<sup>96)</sup>。

94) Eulenburg, S.155. このようなハードを中心とした統計上の数字に、どこまでソフト面の数字が入っているかは、必ずしも明確ではない。たとえば、病院であれば、建物以外的大型機器が設備として付加されるが、それ以外の経常的な備品や薬品までが包含されているかは不明である。それらは、別項目から支出されているものと思われる。

95) Ib., S.156.

96) Ib., S.157.



(c) 支出の第3項目である管理的・行政的支出(Verwaltungsaufwand)は、管理に直接関係する費用のほか、利子の支払、その他の支出である。直接の管理費用とは、学長や理事の雇用や代表に係わる費用、理事会や経理課その他の業務に必要な費用である。1906年でも、2万3000マルクにすぎない。せいぜい1から2%で、半世紀前も同様である。しかし、大学債務の利子は、半世紀で2倍となった。大学の所有する不動産の抵当権も増加した。1906年は、10万マルクである(かつては、3万1000マルク)。もともと、相対的割合は、8.1%から3%に低下した。

その他には、種々のものがある。たとえば、大学の所有する建物と土地で、講義には用いられないものである。管理人の給与、公租公課、火災保険額、光熱費、清掃費などである。これは、6万3000マルクで、半世紀の間に、3倍となった。また、学生のための補助、奨学金、裁判費用、引越し費用、臨時の必要に応じる費用もある。その額は、3万6000マルクである<sup>97)</sup>。

この第3の項目は、相対的に少額であるが、不安定であり、減少している。奨学金などは、定型化されれば、別項目に移るからである。半世紀前には、18%であったが、1906年では、8%である。かつて教授の給与から支出されていたものが、教材として支出されるようになることもある<sup>98)</sup>。

全体として、教授の給与の割合は、ライプツヒ大学でも、プロイセンの大学と同様に、減少している。これに反して、教育と建物の費用は増加している。個別の相違はあるが、全体の傾向は一致している<sup>99)</sup>。以下に、ライプツヒ大学、ベルリン大学、プロイセンの大学全体の比較である。

---

97) Ib., S.159.

98) Ib., S.159.

99) Ib., S.160.

	ライプツヒ大学		ベルリン大学		プロイセン全体	
	1903/04	1906/07	1903/04	1906/07	1903/04	1906/07
管理経費	5.4	5.0	4.1	4.3	4.1	4.0
給与	28.4	25.8	29.4	27.1	34.3	31.5
教育・建物	57.5	61.9	62.8	65.4	58.0	61.0
その他	8.7	7.3	3.7	3.2	3.6	3.5
	100	100	100	100	100	100 %

おおむね数字は共通しているが、子細にみると、若干の相違はみられる。ライプツヒ大学では、給与の割合は、プロイセンの大学全体よりも低く、ベルリン大学よりも低い。小規模の大学では、給与経費の占める割合が高くなるからである。端的にいえば、大規模大学は、マスプロ教育による人件費の削減が可能なのである。プロイセンには、小規模大学も多かったのである。ライプツヒ大学は、規模の有利を活用していたといえる。

他方、ライプツヒ大学では、「その他の費用」が大きい。利子や債務の償還費用であり、これは、自己財産の大きいことに起因する。教育・建物の項目は、ほぼ同一である。もともと、ベルリン大学では、ライプツヒ大学よりも、やや大きい<sup>100)</sup>。

(d) 新築や改築 (Neu- u. Umbauten) は、経常の経費とは別立てになる。学生数の増加だけでなく、新しい講座や学部が生じるからである。これらは、国家の負担となる。プロイセンでは、ほとんど経常経費の4分の1にもなる<sup>101)</sup>。ザクセンでは、1879年以降、以下のようにになっている。

100) Ib., S.160.

101) Ib., S.161. ザクセンの州都ドレスデンは、第二次世界大戦末期の1945年2月の空襲で完全に破壊されたが(2005年に再建された Frauenkirche が著名である)、ライプツヒは、それほど大きな空襲からは免れたことで、古い建物が残っている。後注103) 参照。それでも、書籍の70%が失われ、大学のほか、Erwin Jakobiのように、教授の個人宅も破壊された者は多い。

1879/80 年	1,398,829 マルク
1881/84 年	1,389,628
1885/89 年	2,445,398
1890/94 年	3,060,482
1895/99 年	3,751,791
1899/04 年	3,615,037
1905/09 年	2,637,402
合計	18,308,567

すなわち、30年間に、1830万マルクである。これが、ライプツヒ大学の建物と設備だけに投じられた。もっとも大きいのは、医学部と自然科学のインスティテュートである。また、大学図書館と講堂の建築がある。ザクセンには、大学は、ライプツヒ大学しかなかったから、同大学は有利であった。プロイセンには10、バイエルンにも3つ（ミュンヘン、ヴュルツブルク、エルランゲン）、バーデン（ハイデルベルクとフライブルク）やヴュルテンベルク（チュービンゲンとシュトゥットガルト）でも2つの大学を有したからである<sup>102)</sup>。

建築の詳細は省略するが、ライプツヒ大学で、最大のものは、1897年のPaulinum（大講堂、3,174,175 マルク）、ついで、1891年の大学図書館（2,645,552 マルク）、さらに、1903年の物理学インスティテュート（1,319,512 マルク）、1881年の精神病院 1,142,453マルク）、1891年の婦人病院（1,168,844 マルク）と続く。自然科学系の支出がほとんどであるが、法学部（1882年、820,831 マルク）と大学教会（1900年、463,627 マルク）が例外である<sup>103)</sup>。

102) 人口規模でみると、現在のザクセン州は 414万人で、バイエルン州とバーデン・ヴュルテンベルク州は、それぞれ1299万人と1074万人である。400 万人に大学が1つとすると、バーデン・ヴュルテンベルク州は、2.7 となるから、当時の合計4大学は、かなりの負担であったであろう。

103) Ib., S.162. ライプツヒ大学の主要な建物の写真は、Friedberg（前注3）にある（20葉ほど）。大学図書館の写真もある（S.72）。大学教会は、S.90。

図書の増加との関係では、ライプツヒは、中世以来、出版で著名である。16世

## V むすび

### 1 教育経費の増大

(1) 学生のための政策が行われるようになったのは、比較的新しい。中世以来、教育は、もっぱら自前で行われたのである。国家による補助は、たんに大学に対して支出されるだけであり、学生個人に対して行われるものではなかった。大学の支出は、おもに教授の人件費にあてられたから、学生に向けられたものではなかった。

(2) しかし、奨学金や学生のための支出 (Vergünstigungen an Studierende) は、しだいに大きな意味をもつようになった<sup>104)</sup>。国庫補助自体は、ザクセンでは、1834年の法律にもとづいている。補助は、しだいに、大学に対するだけでなく、学生個人にも向けられるようになった。そして、社会政策的な考慮が登場した。入学者の数が増大すると、少数の有産階級の子弟だけを対象にするだけではたりなくなったからである。

第1 に登場したのは、賞金の概念である。報償という意味では、古い時代に遡る。勤勉に対する刺激であり、ゼミナールからそのメンバーに対して行われた。しかし、恩恵的なものにすぎず、制度的なものではなく、例も多くはなかった<sup>105)</sup>。

第2 に登場したのは、病気の場合に付与された援助である。1875年から、学

紀には宗教改革時の出版が増え (市そのものも、ルターにより宗教改革をした)、出版統制が緩いことから、出版業者が集まった。見本市 (Leipziger Buchmesse) は、フランクフルト (マイン) を上回った。ほかに、ナポレオンからの解放戦争である1813年のライプツヒの戦いがあり、1989年の月曜デモ (ニコライ教会の集会) は、東ドイツの民主化運動の先駆となった。プロイセンとの比較で、比較的自由的な地域と考えられてきた。反中央の雰囲気は、大学にも長く影響を残した。

104) Ib., S.164.

105) Ib., S.164.

生に共通する学生金庫があり、授業料のために貸付や医師による低額の診療を行っている。当初、その数が少なかったことから、1900年に改正され、医師の数も12人に増やされた。その利用は、しだいに増大している。

	人数	診療数	1 学期・人数	診療数
1900/04	5,745	7,593	821	1,085
1904/09	10,622	14,076	1,062	1,408

およそ9年間の平均でみると、1学期に、およそ1300の診療が行われている。これは、当時の4分の1の学生が、学期中に1回は医師の診療をうけ、その中の3分の1は、2回うけたことになる。冬学期の診療は、夏学期よりも多い。学生金庫の利用も増え、10年の間に、およそ1万3000マルクが貸し出され、そのうち7200マルクは、医師の診療に、3900マルクは、薬品に費やされた。健康保険の完備しない時代に、重要な意味をもった<sup>106)</sup>。

第3に、現物給付がある。とくに無料の食事(Freitisch)が、寄宿舎で供された。これは、古くからある形態でもあるが(修道院の形式に倣ったものである)、大講堂の玄関の間でも、昼食と夕食が供された。1543年のBörner教授の創設したものに遡る。その数は、1832年に222席で、1906年には、301席となった。寄宿舎外でも、182席がある。また、平均10マルクの現金による給付(169席分)がある。さらに、無料の宿舎(21人分)があった。もっとも、1906年当時は、建物は取り壊されていた<sup>107)</sup>。

第4に、現金による奨学金がある。もっとも、これは、大学の制度というよりも、各種の団体や信託、地域の金庫などによるものであり、多様でかつ多数

106) Ib., S.165. ドイツの社会保険は、ビスマルクに始まるが(社会政策立法の1つ、Krankenversicherung, 1883ほか)、当初目的とされたのは労働者だけである。種々の保険制度が完備されるのは、第二次世界大戦後である。高等教育の実現には、授業料の無償化とともに重要な意味を有した。1883年疾病保険法(Krankenversicherung)、1884年労災保険法(Unfallversicherung)、1889年障害・老齢保険法(Altersversicherung)、労働者の社会保険も開始されたばかりであった。

107) Ib., S.165f.

であった。額も大小あり、重複した受給も可能な場合があった。その詳細は必ずしも明確ではない<sup>108)</sup>。公的な奨学金は、のちの課題となった。

## 2 授業料の猶予と免除

(1) 学生への援助として、授業料の猶予の制度があり、こちらは、かなり明確である<sup>109)</sup>。

108) *Ib.*, S.166. 多様な奨学金や基金は、今日でも存在するが、私的なものの詳細は必ずしも明確ではない。

Friedberg①, (前注3))S.88 によれば、1833年の大学の奨学金などの給付額は、56,315ターラーであり、そのうち国庫によるものは、半分にすぎないとしている(25,486ターラー)。1847年には、国庫金が増加して、29,579ターラー、1872年には、487,971 マルク、1897年には、1,556,393 マルクという。1891/92年のライプツヒヒ大学の総費用が1,987,486であるから(前注91)参照)、その4分の3になる(この計算には、国庫補助の相当額が学生への給付金に算入されていると思われる)。その当時のライプツヒヒ大学は、豊かといわれた。なお、ドイツ統一前のVereinsthalerは、約3マルクである。

奨学金の総額も、19世紀としては高い。1897年の奨学金や給付金の総額は、98,924マルクである。これは、人件費(878,349)マルクのほぼ11%となる。ハレ大学の人件費に近い。前注91)参照。

### 学生援助の額(マルク)

出資者	奨学金	給付金	その他の援助	
文化省	28,600	240	-	
大学	40,483	200	1,456	
学部など*	20,917	6,627	400	
合計	90,000	7,067	1,856	総計 98,923

\*各学部のもつ奨学金であり、医学部、神学部、の順に大きく、法学部と哲学部は同程度である。

そのほかに、神学校の寄宿学校(296か所)が49,042マルク、無料食料1091マルク、神学校の援助金庫が96マルク、大学金庫が1820マルク、ゼミナールの基金から7595マルクで、総計で年間158,569マルクがある。

109) *Ib.*, S.167. 戦後のドイツの大学は、基本的に授業料は無償であるが、2000年代から、

	(実数)					(割合) %				
	神学部	法学部	医学部	哲学部	計	神	法	医	哲	全体
1884/85	137	88	191	74	490	9.8	6.7	14.7	3.1	7.6
1894/95	83	80	115	54	332	10.5	4.2	7.3	3.3	5.8
1899/00	55	90	98	115	358	8.7	4.3	7.6	4.1	5.3
1904/05	57	80	52	170	359	10.0	3.4	5.5	4.7	4.7
1908/09	56	39	76	290	461	9.2	2.2	6.3	5.8	5.4

1884年をみると、実数では、神学部や医学部で猶予をうける者の数が多く、法学部は少ない。学部内で、猶予をうける者の割合も、神学部や医学部では高い。哲学部は、当初少なかったが、しだいに増加し、1908年をみると、実数も増えたが、学生数が多いことから、割合では、医学部と大差はない。これらに包含されない新しい講座やゼミナールでも実数は多い。

全体としてみると、猶予者の数は、一時期かなり減少している。1908年までに、実数で、神・法・医の3学部で減少し、哲学部のみ4倍に増加しているが、相対的には、哲学部でも、3.1%から5.8%に増加しただけである。全体では、8%から5%に減少である。もっとも、減少したのは、学生数が増大した結果、猶予数に余裕がなくなったからである。猶予が不要になったわけでも、富裕者が増えたわけでもない。

個別にみると、医学部の割合が高いのは、授業料が高いからであり、法学部が低いのは、裕福な階層の出身者の割合が多く、神学部の高いのは、貧しい学

登録料の徴収が行われている。もっとも、その額は低く、わがくにの授業料とは比較にならない。

各国の教育負担の公費・私費の負担の比較は、【歴史】516頁参照。教育支出における日本の私的負担率は、しだいに高まり、OECDの統計では、アメリカやイギリス、韓国を抜いて、2019年には世界で最高となった。公的負担は、30%で最低である。格差社会のアングロ・サクソン諸国を上回って私費割合の高い国になった。Figure C3.2. (Distribution of public and private expenditure on educational institutions, 2016), OECD, Education at a Glance 2019, p.293.

生が多いことによる。

プロイセンとの比較では、ライプツヒ大学は、比較的猶予数は多い。プロイセンでは、すべての学部において、猶予の減少が生じている。ライプツヒ大学の学生層には、全体としては裕福な者が多い。ザクセン外から来る者には、比較的裕福な者が多いからであり、ザクセン内の比較的貧しい者は、故郷にとどまっていると推察される<sup>110)</sup>。今日と同様に、子弟を遠隔地に出すのは費用がかかるからである。

ベルリン大学は、1905/06年に、9%を超える猶予をしている。そこでも、プロイセンで生まれた者のみをみると、12%が猶予をうけ、10年前には、15%にもなっていた。

医学研修の給与(Famulaturgeld)も、学生のための援助である。これは、博士志願者(Dozenten)に、地位に伴う給与(Stuhlgeld)として付与される。貧しく能力のある学生に対し、仕事の報酬と構成される。時間により計算されるものではないことから、わがくにのTAやRAとは異なる。個人別の額は明確ではないことから、これらの援助は、財政的措置の側面から推測するほかはない<sup>111)</sup>。

(2) 財政的措置の数と額は、以下のようになる<sup>112)</sup>。

	国家・大学の奨学金		寄宿舎		無料食事		額
1842年 (中略)	306	-	238	-	-	-	62,528
1872年	591	-	270	-	-	-	126,972
1893年 (中略)	1,016	99,584	289	48,348	115	3,458	151,390
1907年	1,119	177,634	301	61,819	182	3,016	247,049
	(数)	(M)	(収容数)	(M)	(数)	(M)	(M)

これらの直接給付に、授業料の猶予と免除、研修の給与を付加すると、対象

110) Ib., S.167.



となった学生は、1842年に 860人、1872年に 2480 人、1893年に 3009 人、1907年に 4301 人となる。20世紀の初頭という時期からみれば、数は多いが、1 人あたりの額は、1842年に72マルク、1872年に 51 マルク、1883年に45マルク、1907年に 57 マルクであり、わずかとなる。

65年の間に、直接の支出は4 倍となったが、学生数の増加のスピードには及ばない。第一次世界大戦前の教育支出は、貧弱であったといえる。しかし、新しい教育投資の思想が登場した。そして、乏しいながらも、4分の1の学生が、また、ザクセン人の学生の2分の1が援助の恩恵をうけるようになったのである<sup>113)</sup>。

### 3 比較と展望

プロイセンとの比較では、そこでは、1905/06年に、授業料の猶予や免除を除くと、10大学の合計で、学生援助は、48万3360マルクにすぎない。対象となる学生は、4217人である。ライプチヒ大学のみでも、5 倍の学生数のプロイセンの全大学の半分以上の支出をしている。この10年間の増加も、ライプチヒ大学の9 万3000マルクに対し、プロイセンでは、全体で1 万3000マルクにすぎない。

ベルリン大学は、ほぼ倍の学生数で、14万5000マルク、ボン大学は、7万3000マルク、ハレ大学は、6 万6000マルクであり、その他の大学は、はるかに

---

111) Ib., S.168.

112) Ib., S.168. 財政的援助の必要性はいうまでもない。経済的地位の確立に大学進学が必要なことと、進学に費用がかかることの両立はむずかしい。近時のアメリカの例では、一方では、学士号の保有者と非保有者の年取格差は、1980年以降、3 倍にふくらみ、1 万2000ドルの差がある。他方で、学生債務者のうち、13% 近くが5 万ドル以上、4%近くは10万ドル以上の借金を抱えている。しかも、学生ローンの債務は、個人破産の手続を通じても、ほぼ減免が不可能であるとされる。スティグリッツ・世界に分断と対立を撒き散らす経済の罫(峯村利哉訳、2015年) 212 頁、214 頁、215 頁。原著は、Stiglitz, The Great Divide, 2015.

113) Ib., S.169.

少額であった。プロイセン以外でも、南ドイツのチュービンゲン大学のみが、多数の信託財産から援助を行っているにすぎない。他の大学は、ライプツヒ大学に及ばない<sup>114)</sup>。

ライプツヒ大学の学生援助は、古い歴史と財産をもち、ラントで唯一の大学という特性にもよるものである<sup>115)</sup>。制限された枠内では、こうした特性が多くの障害を取り除いた。もっとも、こうした変化は、一大学のみで発展できるものではなく、課題の解決は、はるか後代にもちこされることになったのである。第一次世界大戦は、目前であり、ワイマール期の経済的困難と第二次世界大戦が続いたからである。ドイツの大学の授業料の無償化と奨学金の制度が完成するには、戦後の時代を待たなければならない。司法研修において給与が支払われることは、さらにその延長にある<sup>116)</sup>。

---

114) *Ib.*, S.170.

115) ザクセンでは、ライプツヒ大学のほか、現在でもドレスデンにあるのは工科大学だけである。1828年に、工学学校 (Technische Bildungsanstalt) がおかれ、これは、1871年に、ザクセン技術学校 (Sächsisches Polytechnikum) に、1890年に工科大学 (Technischen Hochschule) となった。もっとも、名前とは異なり、工学以外に、経済学や法律学、哲学、歴史、言語学などの講座も含まれていた。東ドイツの時代に、社会科学系の講座は廃止されたが、1990年の再統一後に、新たに法律などの講座が復活している。そこで、1992年に、他の専門大学 (医学、経営、教育など) をも統合して、14学部を擁する総合大学となったが、名称は、伝統的なドレスデン工科大学である。帝政末期にも、総合大学 (Universität) に比肩できる実質を有していたと思われるが、専門大学 (Hochschule) のままであった。

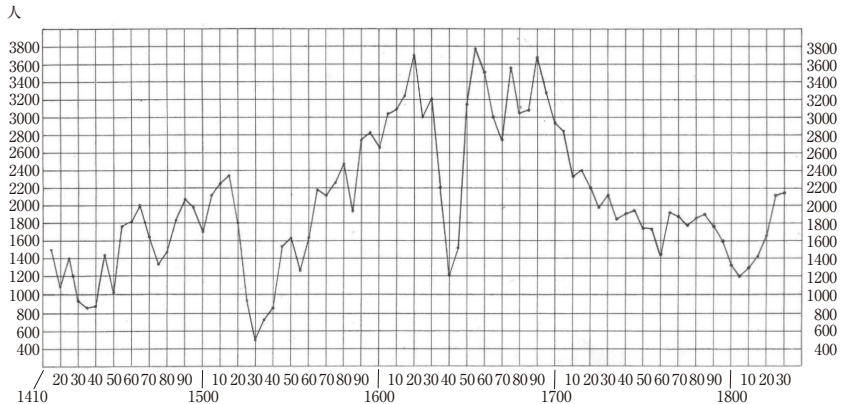
116) ドイツの司法研修では、低額とはいえ、つねに給与の支払いが行われている。日本では、司法改革とロースクールの発足後、数年間にわたり、司法修習期の給与が廃止された。2011年11月の65期から無給となり、貸付制となり、2017年11月の71期から復活した。ただし、従前の月額約20万円の水準から月額13万5000円へ切り下げとなった。また、給与の復活は、合格者数の縮小を伴い、旧司法試験時の数に後退した (最大数1500人程度であった。給与水準が下がるのでは、制度改革の意味がなく、また、予算額から逆算して合格者数を決定するのでは、資格試験としての意味は没却される)。ロースクールの授業料は学部よりも高く、学部4年とロースクール2年 (あるいは3年) の上に、司法修習が行われる重厚長大なシステムでは、給与を復活しても、

学生の社会的選別が行われる。代替策として、予備試験（2011年から）、法曹コースによる学部の短縮化などがあるが、十分ではない。また、予備試験は、ロースクール改革の意義を没却する。

ドイツの司法研修中の給与は、月1200ユーロほどであるが（2021年8月20日の為替レートが128.15円であるから、15万3780円となる）、おおむね合格者数1万人に対し2年間給付される。総額で年に2億4000万ユーロである。かつては、個人あたり値で、日本よりも低額であった。比較の上では、2021年6月1日に始まった失業者に対する所得補償のパイロット・プロジェクト（Pilotprojekt zum Grundeinkommen）でも、月額1200ユーロであるから、生存に必要な最低額ということであろう。

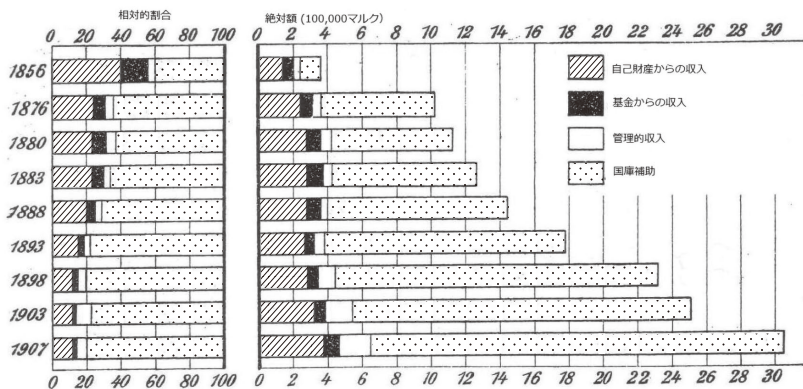
日本の修習期間は、1998年までは2年であったが、その後1年半となり、2006年から1年4か月（旧試験）、新試験（2006年から）では、1年である。合格者数は、1500人にすぎないから、年額24億3000万円である。日本の方が人口も多いことを考えると、10分の1程度では、力の入れ方が少なすぎる。

#### 入学者の推移（1410-1830年）



## 大学の収入と支出 (1856-1906年)

支出の推移 (1856年から1906年)



収入の推移 (1856年から1906年)

